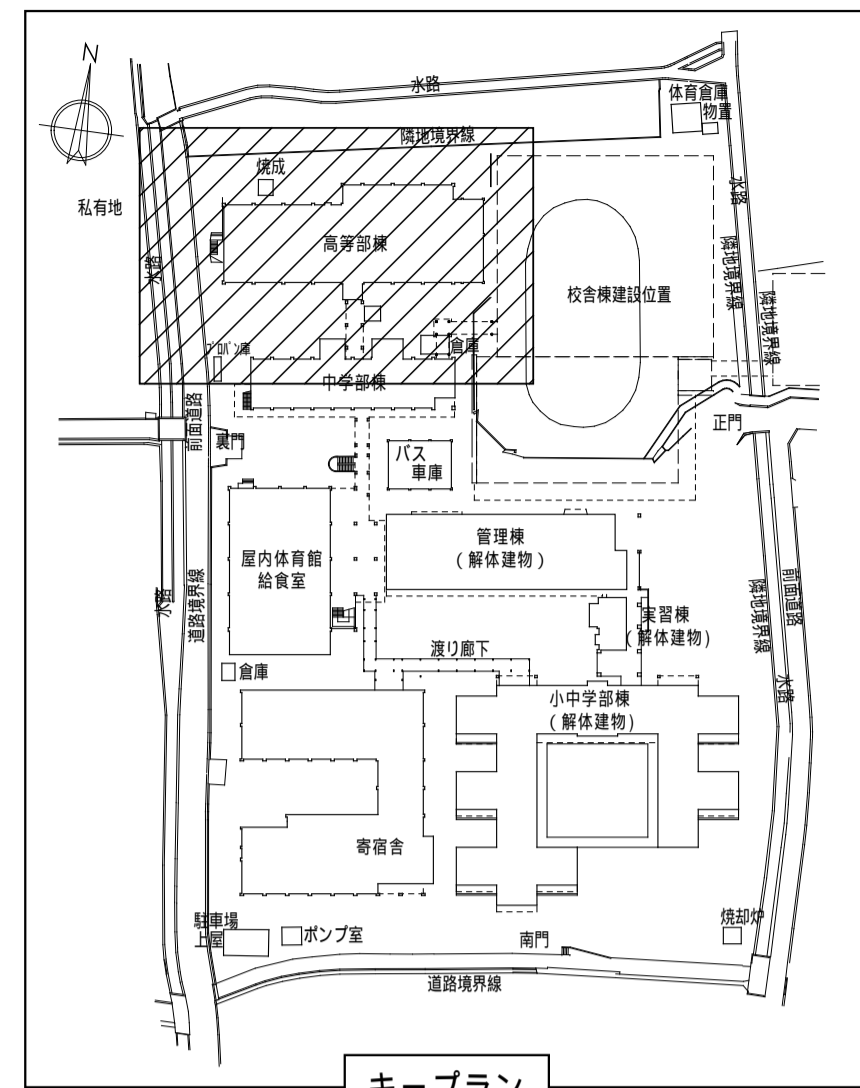
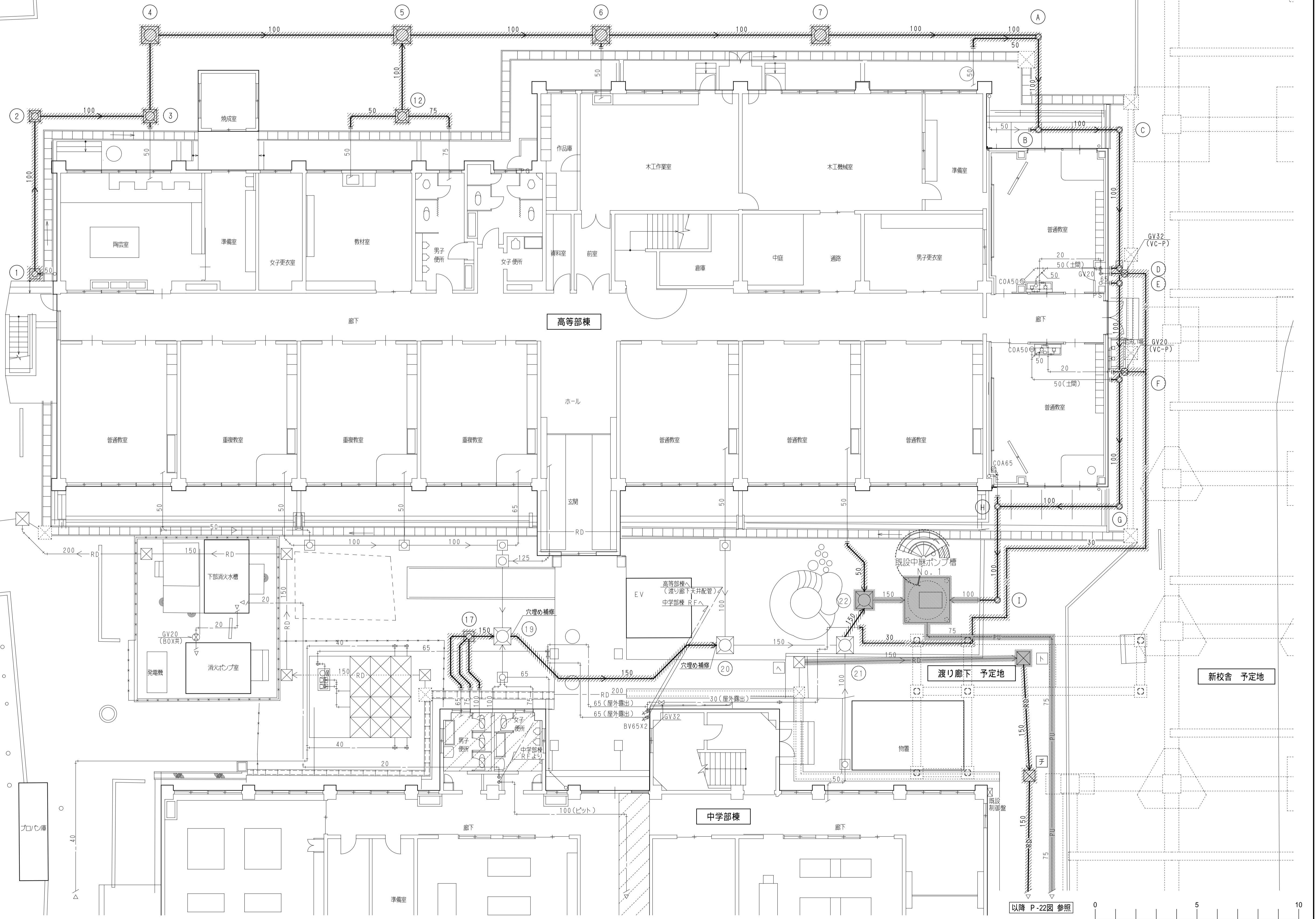


凡例 (改修前)		
図示記号	名称	摘要
— (solid line)	汚水管	硬質ポリ塩化ビニル管 (VP) JIS K 6741
— (dashed line)	雨水管	硬質ポリ塩化ビニル管 (VP) JIS K 6741
— (dotted line)	給水管	速心力鉄筋コンクリート管B形 (HP) JIS A 5372
— (dash-dot line)	給水管	耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管 (HIVP) JIS K 6741
— (hatched)	撤去配管	本工事で撤去
— (cross-hatched)	新校舎建設時に撤去	新校舎建設時に撤去 (本工事対象外) を示す
○	汚水樹	コンクリート製又は塩ビ小口径 インポート樹 詳細仕様は別図リスト参照
⊗	雨水樹	コンクリート製 ため樹 詳細仕様は別図リスト参照
— (hatched)	撤去樹	本工事で撤去
— (cross-hatched)	新校舎建設時に撤去	新校舎建設時に撤去 (本工事対象外) を示す
⊙	埋設弁	形式・大きさは図示による。
— (dashed line)	既設管切断	

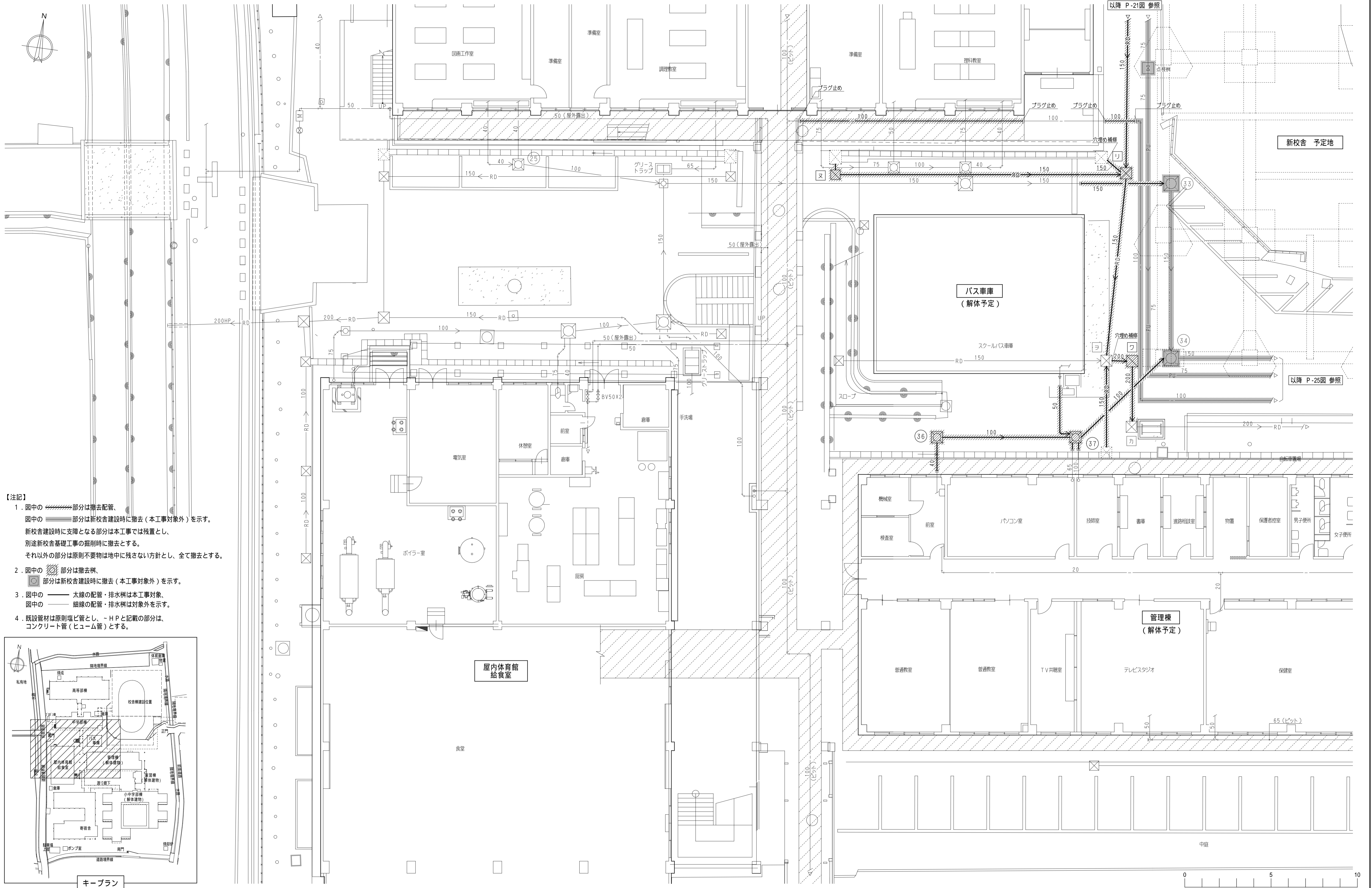
【注記】
 1. 図中の ——— 太線の配管・排水樹は本工事対象、
 ——— 細線の配管・排水樹は対象外を示す。



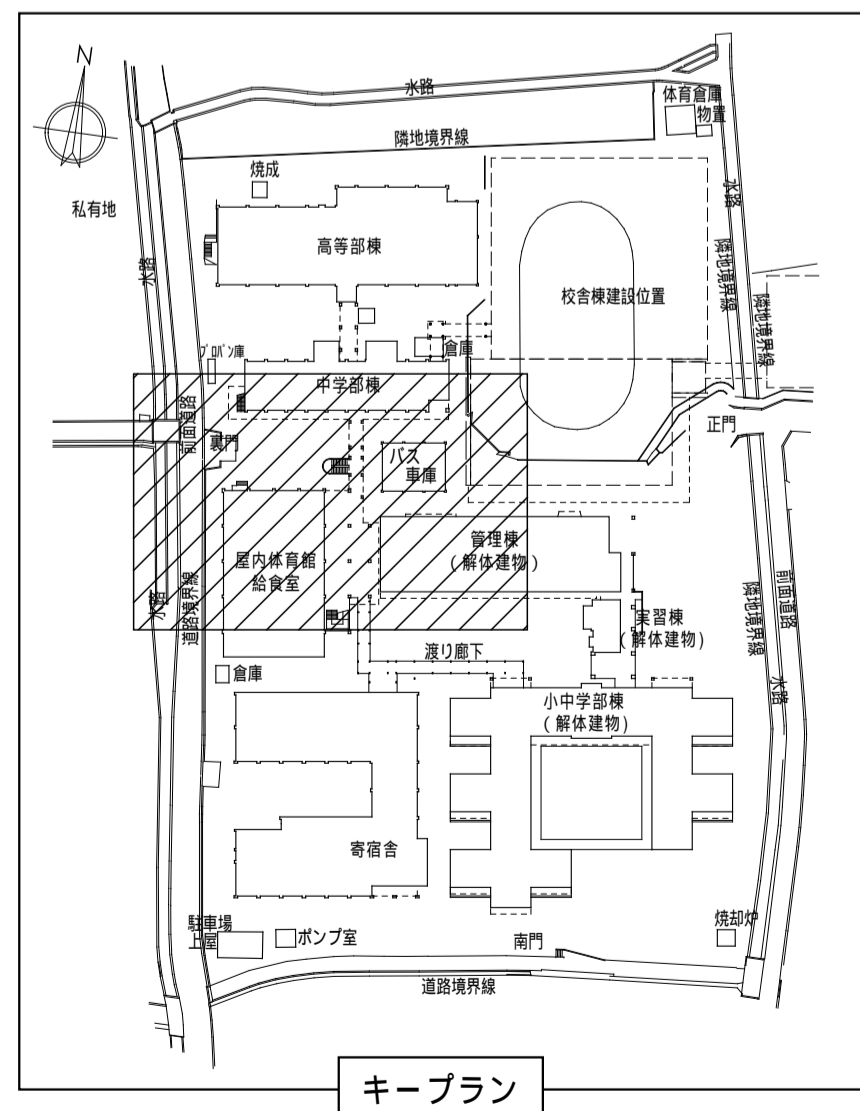
キープラン



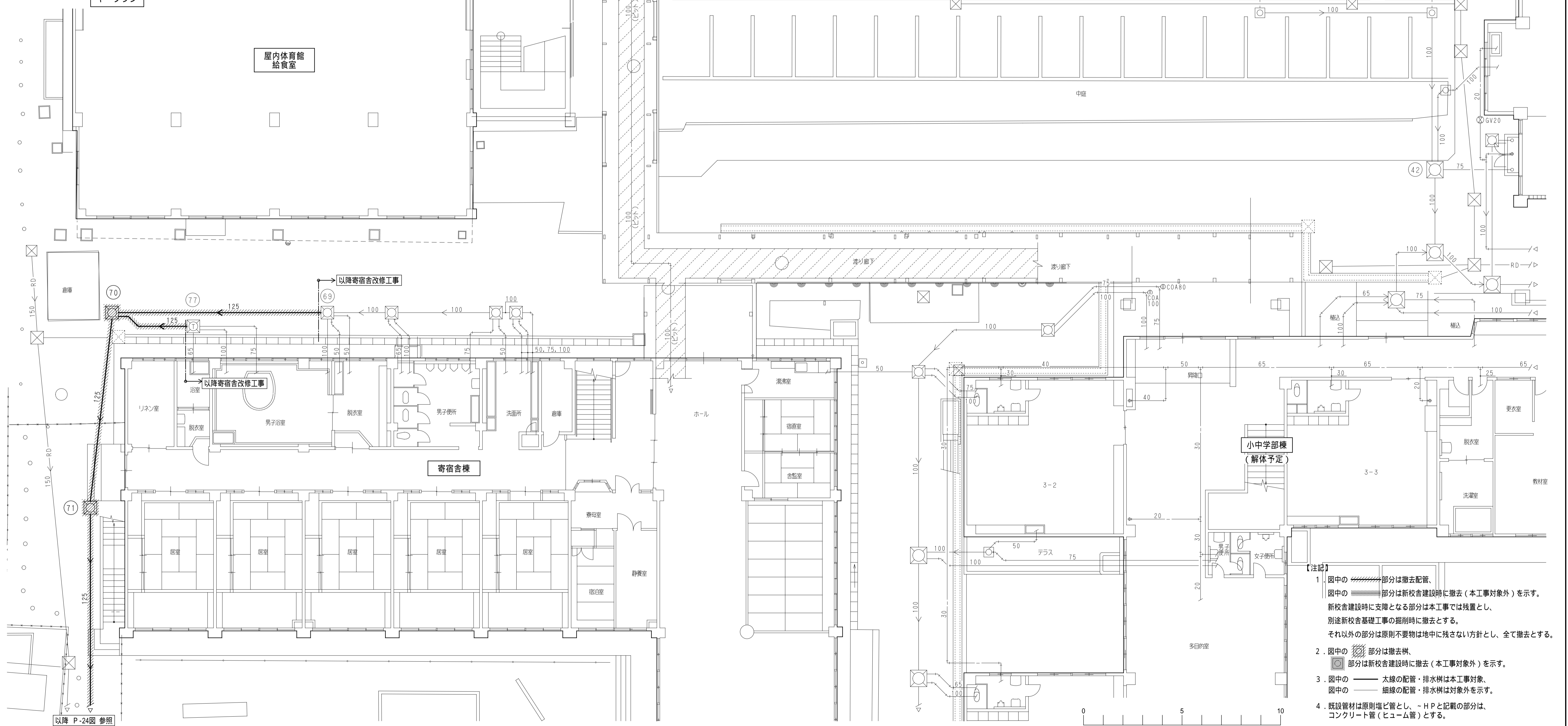
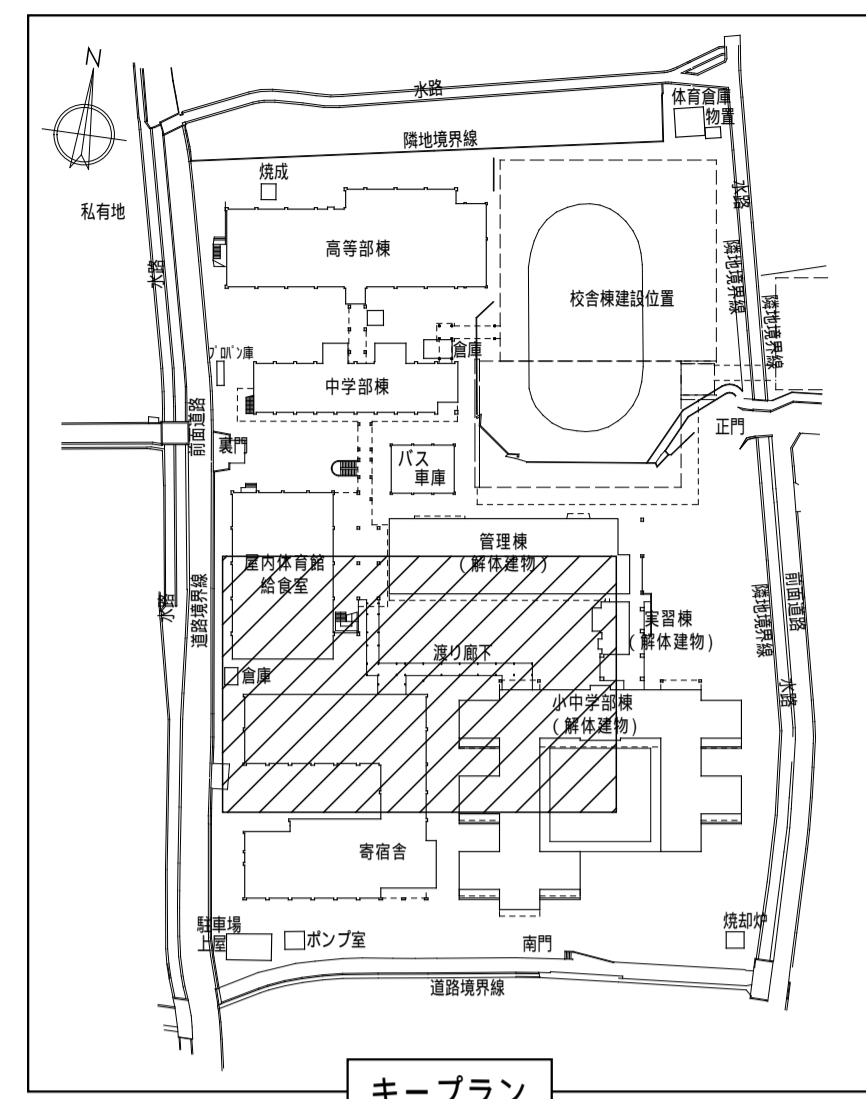
- 【注記】
- 図中の 部分は撤去配管、
図中の 部分は新校舎建設時に撤去（本工事対象外）を示す。
新校舎建設時に支障となる部分は本工事では残置とし、
別途新校舎基礎工事の掘削時に撤去とする。
それ以外の部分は原則不要物は地中に残さない方針とし、全て撤去とする。
 - 図中の 部分は撤去樹、
 部分は新校舎建設時に撤去（本工事対象外）を示す。
 - 図中の 太線の配管・排水樹は本工事対象、
図中の 細線の配管・排水樹は対象外を示す。
 - 既設管材は原則塩ビ管とし、～HPと記載の部分は、
コンクリート管（ヒューム管）とする。



- 【注記】
- 図中の 部分は撤去配管、
 図中の 部分は新校舎建設時に撤去（本工事対象外）を示す。
 新校舎建設時に支障となる部分は本工事では残置とし、
 別途新校舎基礎工事の掘削時に撤去とする。
 それ以外の部分は原則不要物は地中に残さない方針とし、全て撤去とする。
 - 図中の 部分は撤去樹、
 部分は新校舎建設時に撤去（本工事対象外）を示す。
 - 図中の 太線の配管・排水樹は本工事対象、
 細線の配管・排水樹は対象外を示す。
 - 既設管材は原則塩ビ管とし、～HPと記載の部分は、
 コンクリート管（ヒューム管）とする。

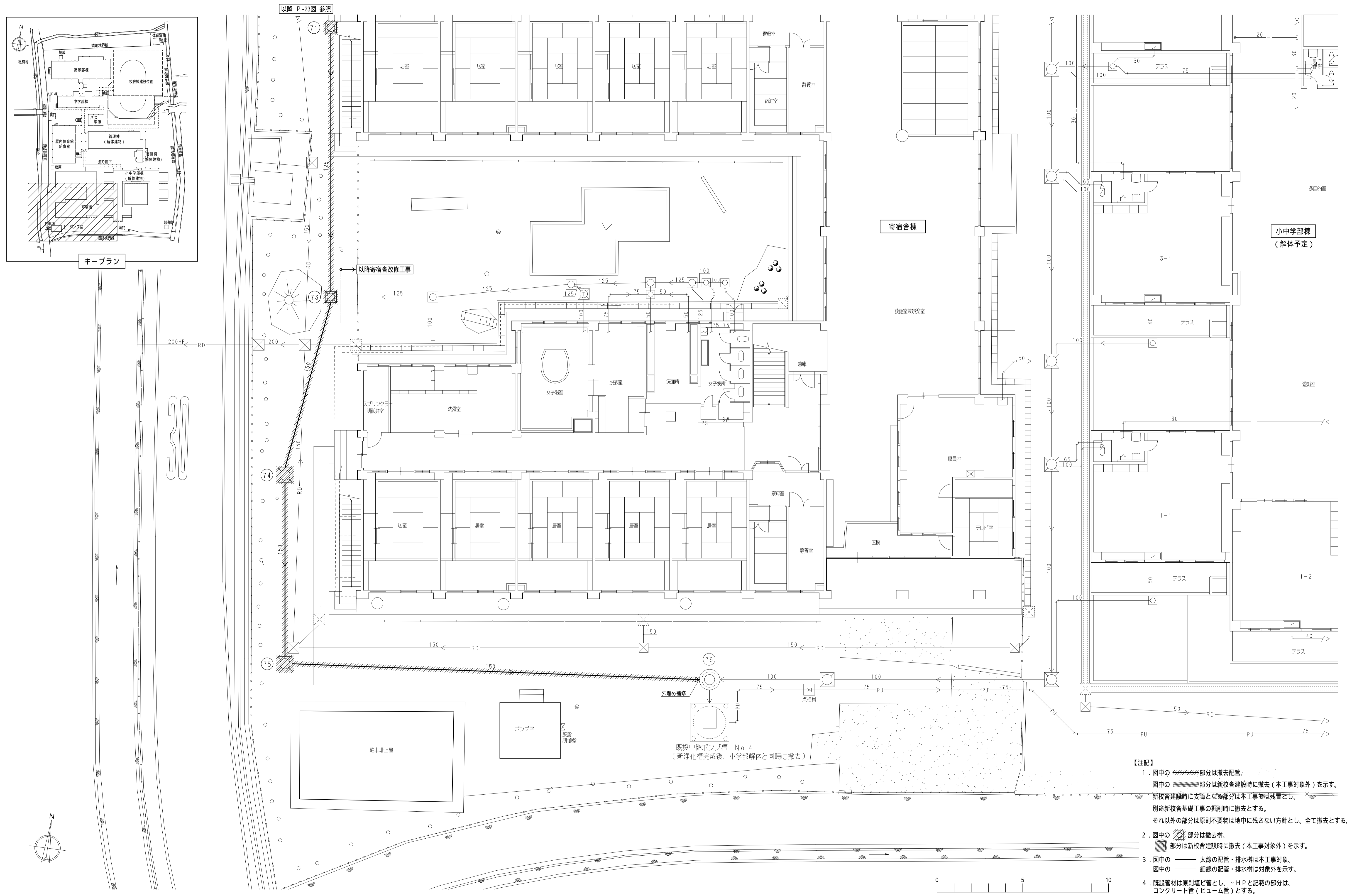


徳島県土木整備部管轄課	工事名 R4 営繕 国府支援学校 徳・国府 屋外排水設備改修工事	図面番号 P-22	株式会社 あい設計 四国支社 一級建築士事務所 一級建築士事務所 愛媛県知事登録 第3099号 一級建築士 大臣登録 第218291号 津田 孝二
	図面名 給排水設備 配管平面図(2)(中学部棟～体育館棟)(改修前)	縮尺 A1=1/100 A3=1/200	



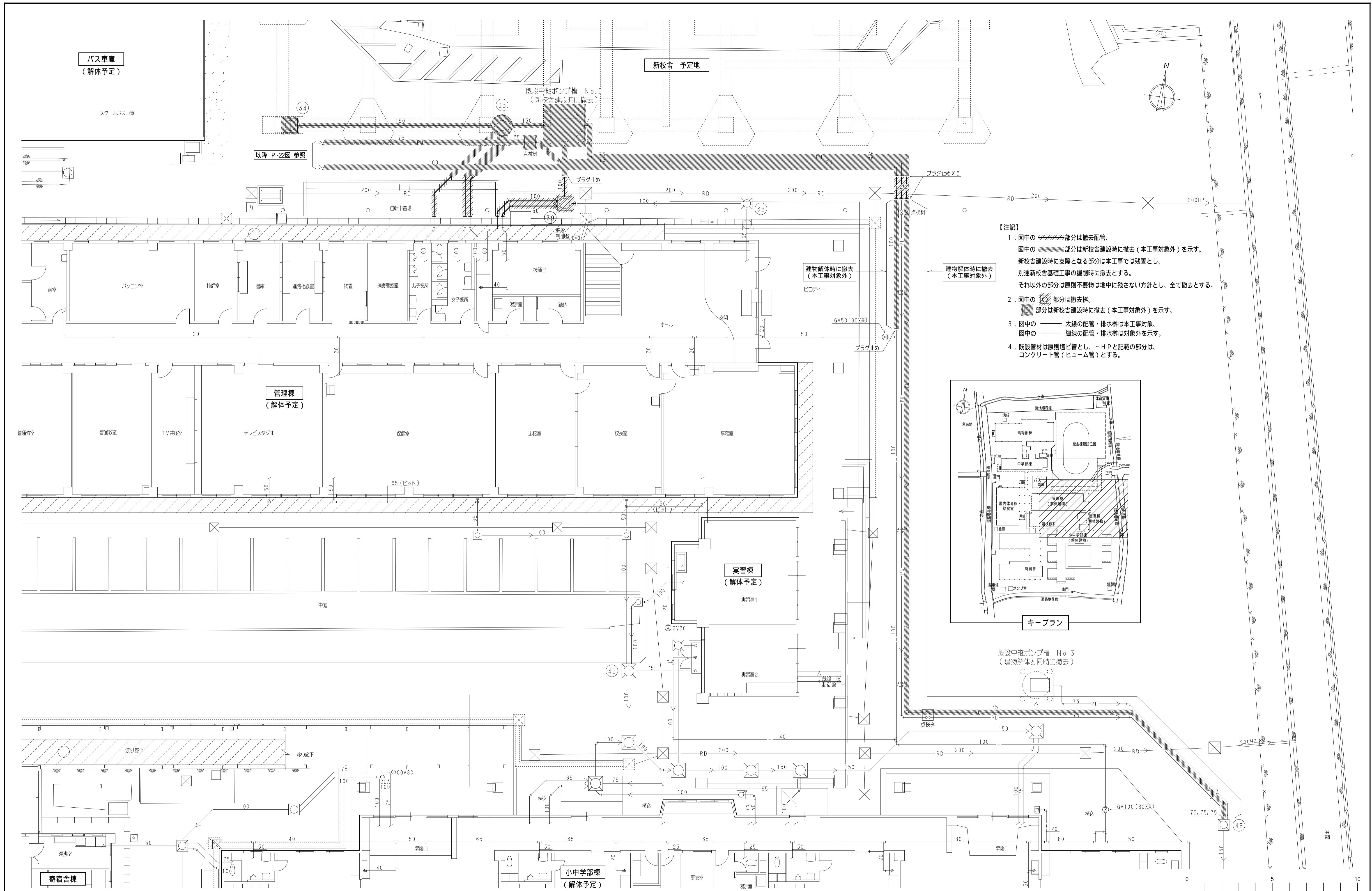
- 【注記】
1. 図中の 部分は撤去配管、
 図中の 部分は新校舎建設時に撤去（本工事対象外）を示す。
 新校舎建設時に支障となる部分は本工事で残置とし、
 別途新校舎基礎工事の掘削時に撤去とする。
 それ以外の部分は原則不要物は地中に残さない方針とし、全て撤去とする。
 2. 図中の 部分は撤去構、
 部分は新校舎建設時に撤去（本工事対象外）を示す。
 3. 図中の 大線の配管・排水樹は本工事対象、
 細線の配管・排水樹は対象外を示す。
 4. 既設管材は原則塩ビ管とし、-HPと記載の部分は、
 コンクリート管（ヒューム管）とする。

徳島県土木整備部管轄課	工事名 R4 営繕 国府支援学校 徳・国府 屋外排水設備改修工事	図面番号 P-23	株式会社 あい設計 四国支社 一級建築士事務所 一級建築士事務所 愛媛県知事登録 第3099号 一級建築士 大臣登録 第218291号 津田 孝二
	図面名 給排水設備 配管平面図(3) (寄宿舎棟北) (改修前)	縮尺 A1=1/100 A3=1/200	

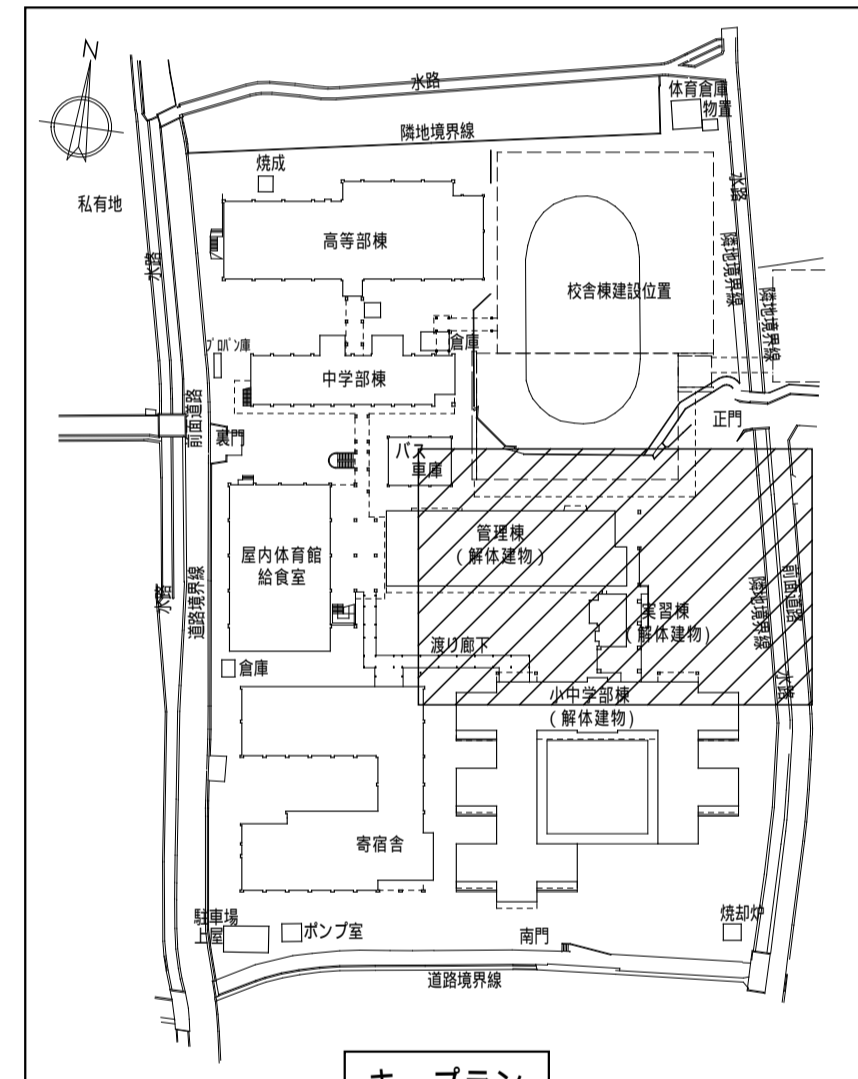


- 【注記】
1. 図中の 部分は撤去配管、
 図中の 部分は新校舎建設時に撤去（本工事対象外）を示す。
 新校舎建設時に支障となる部分は本工事では残置とし、
 別途新校舎基礎工事の掘削時に撤去とする。
 それ以外の部分は原則不要物は地中に残さない方針とし、全て撤去とする。
 2. 図中の 部分は撤去機、
 部分は新校舎建設時に撤去（本工事対象外）を示す。
 3. 図中の 太線の配管・排水樹は本工事対象、
 細線の配管・排水樹は対象外を示す。
 4. 既設管材は原則塩ビ管とし、-HPと記載の部分は、
 コンクリート管（ヒューム管）とする。

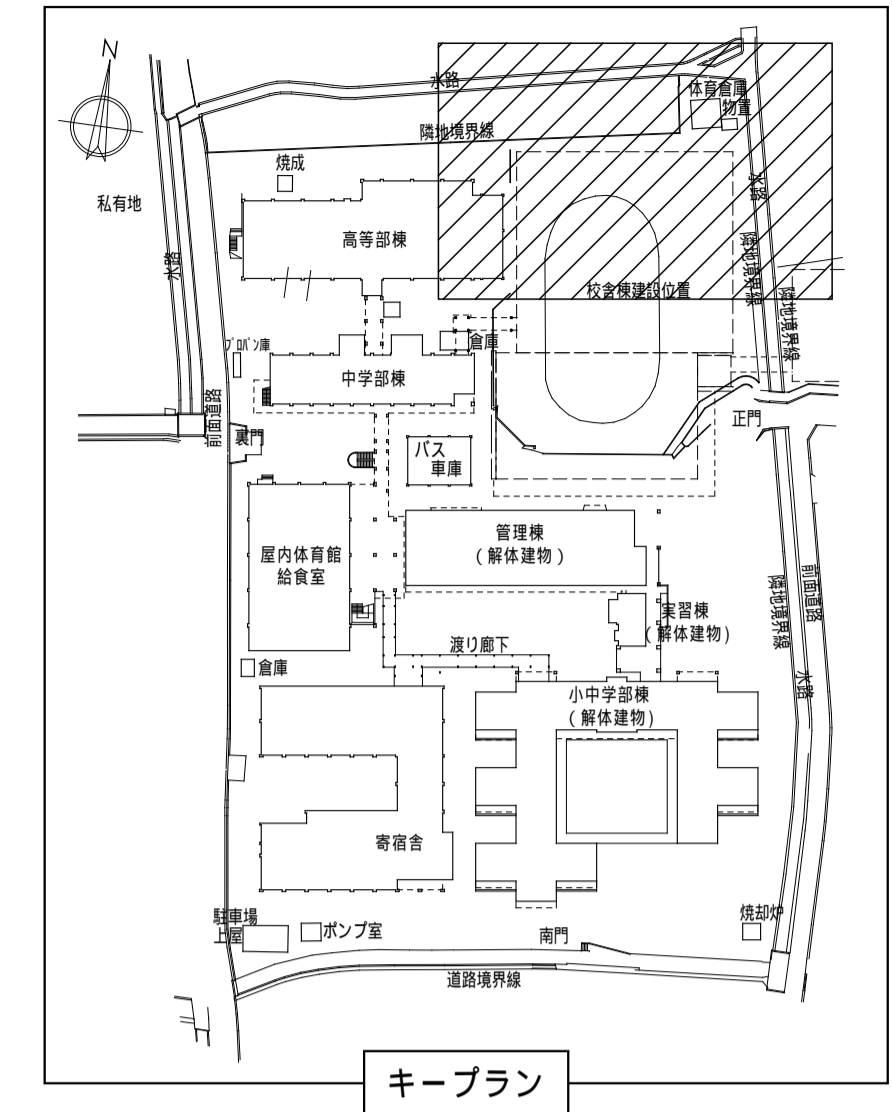
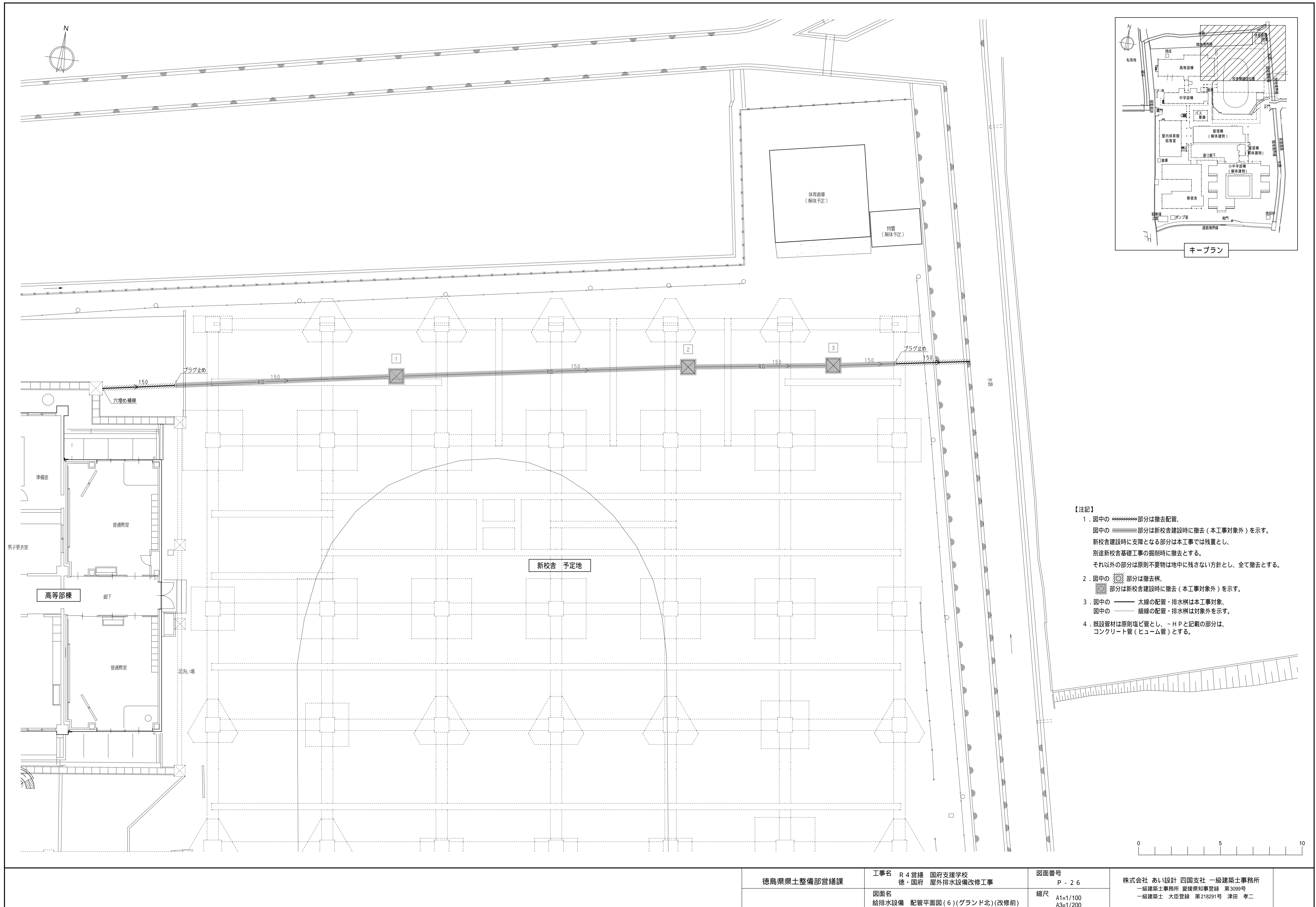
徳島県土整備部管轄課	工事名 R4 営繕 国府支援学校 徳・国府 屋外排水設備改修工事	図面番号 P-24	株式会社 あい設計 四国支社 一級建築士事務所 一級建築士事務所 愛媛県知事登録 第3099号 一級建築士 大臣登録 第218291号 津田 孝二
	図面名 給排水設備 配管平面図(4)(寄宿舎棟南)(改修前)	縮尺 A1=1/100 A3=1/200	



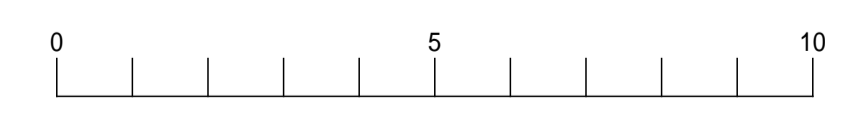
- 【注記】**
1. 図中の 部分は撤去配管、
 図中の 部分は新校舎建設時に撤去（本工事対象外）を示す。
 新校舎建設時に支障となる部分は本工事では残置とし、
 別途新校舎基礎工事の掘削時に撤去とする。
 それ以外の部分は原則不要物は地中に残さない方針とし、全て撤去とする。
 2. 図中の 部分は撤去樹、
 部分は新校舎建設時に撤去（本工事対象外）を示す。
 3. 図中の 太線の配管・排水樹は本工事対象、
 図中の 細線の配管・排水樹は対象外を示す。
 4. 既設管材は原則塩ビ管とし、-HPと記載の部分は、
 コンクリート管（ヒューム管）とする。



徳島県土整備部管轄課	工事名 R4 営繕 国府支援学校 徳・国府 屋外排水設備改修工事	図面番号 P-25	株式会社 あい設計 四国支社 一級建築士事務所 一級建築士事務所 登録知事登録 第3099号 一級建築士 大臣登録 第218291号 津田 孝二
	図面名 給排水設備 配管平面図(5)(中学部棟-管理棟)(改修前)	縮尺 A1=1/100 A3=1/200	

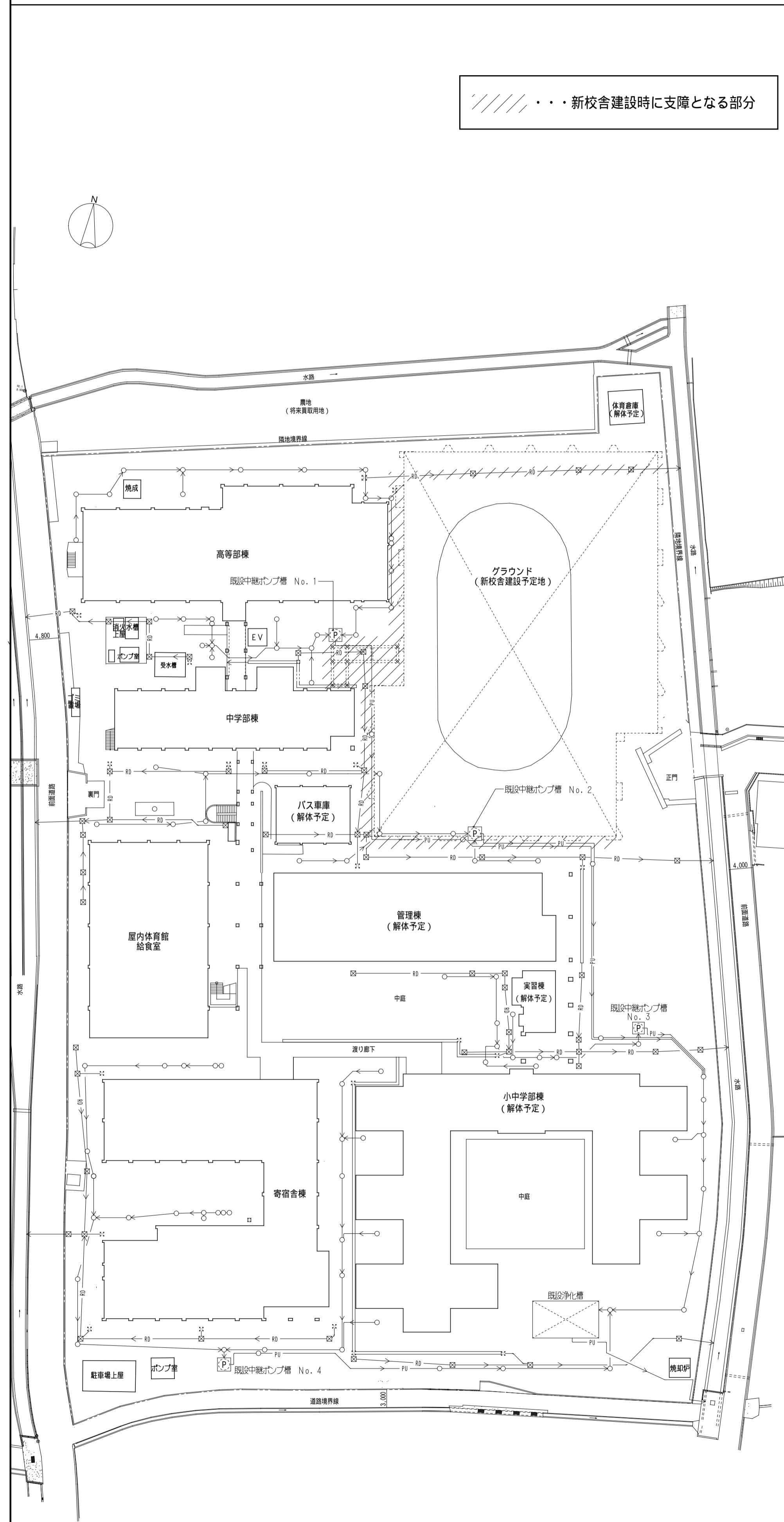


- 【注記】
1. 図中の 部分は撤去配管、
 図中の 部分は新校舎建設時に撤去（本工事対象外）を示す。
 新校舎建設時に支障となる部分は本工事では残置とし、
 別途新校舎基礎工事の掘削時に撤去とする。
 それ以外の部分は原則不要物は地中に残さない方針とし、全て撤去とする。
 2. 図中の 部分は撤去樹、
 部分は新校舎建設時に撤去（本工事対象外）を示す。
 3. 図中の 太線の配管・排水樹は本工事対象、
 図中の 細線の配管・排水樹は対象外を示す。
 4. 既設管材は原則塩ビ管とし、-HPと記載の部分は、
 コンクリート管（ヒューム管）とする。

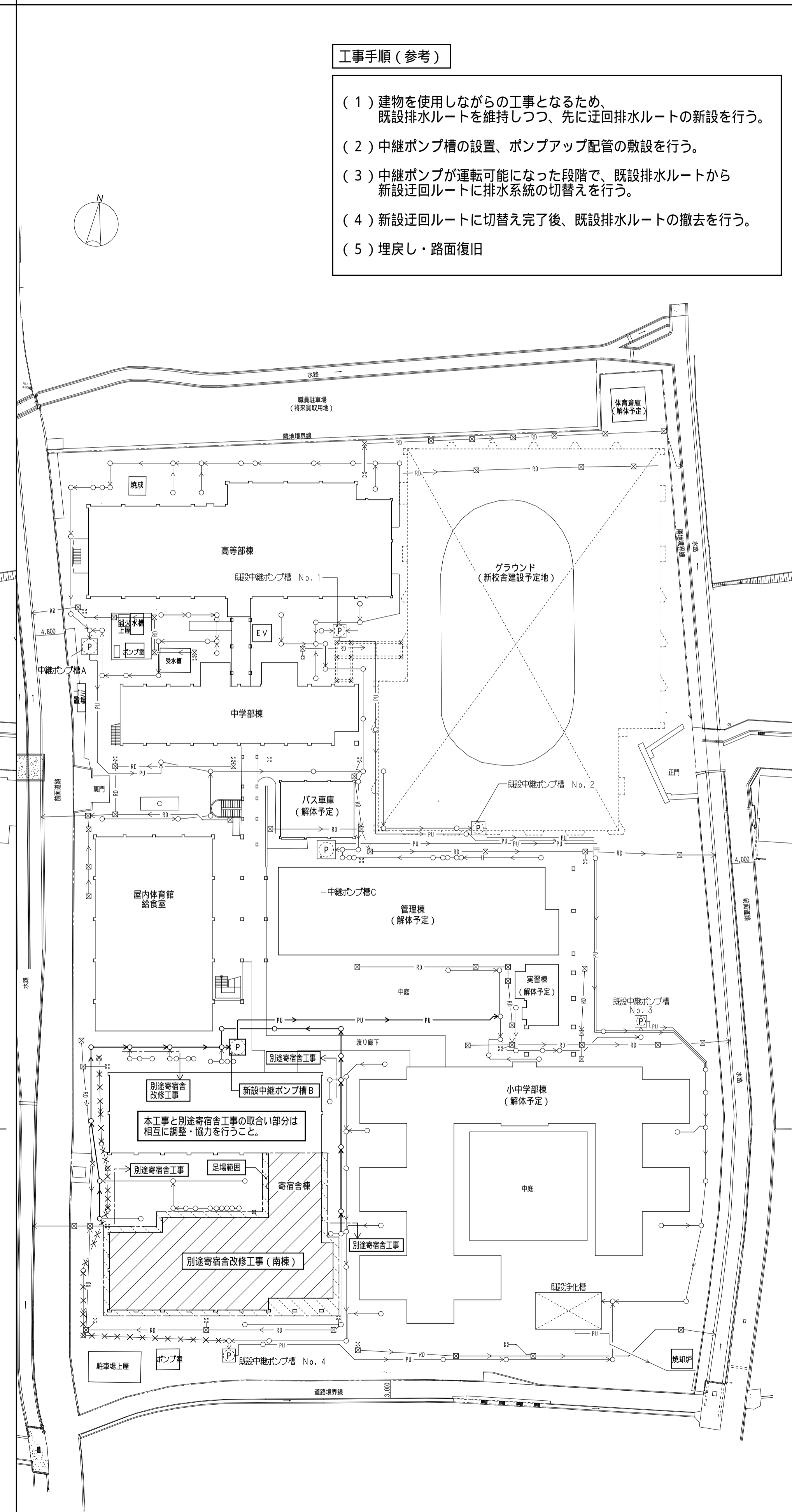


徳島県土木整備部管繕課	工事名 R4管繕 国府支援学校 徳・国府 屋外排水設備改修工事	図面番号 P-26	株式会社 あい設計 四国支社 一級建築士事務所 一級建築士事務所 愛媛県知事登録 第3099号 一級建築士 大臣登録 第218291号 津田 孝二
	図面名 給排水設備 配管平面図(6)(グラウンド北)(改修前)	縮尺 A1=1/100 A3=1/200	

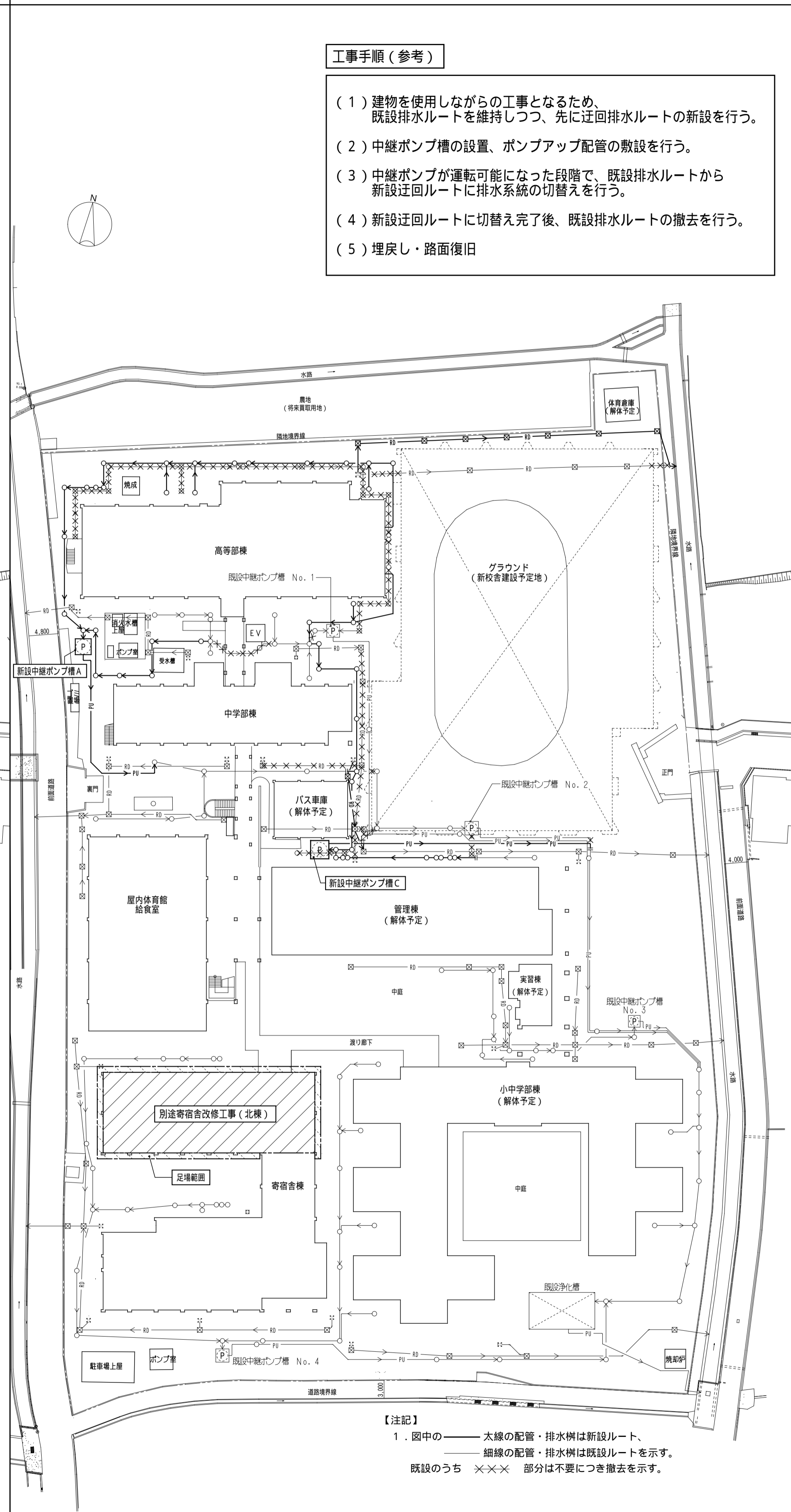
改修前現況



寄宿舎廻り排水ルートの新設（本工事）：A工区



高等部棟・中学部棟・管理棟廻りの迂回ルートの新設（本工事）：B工区

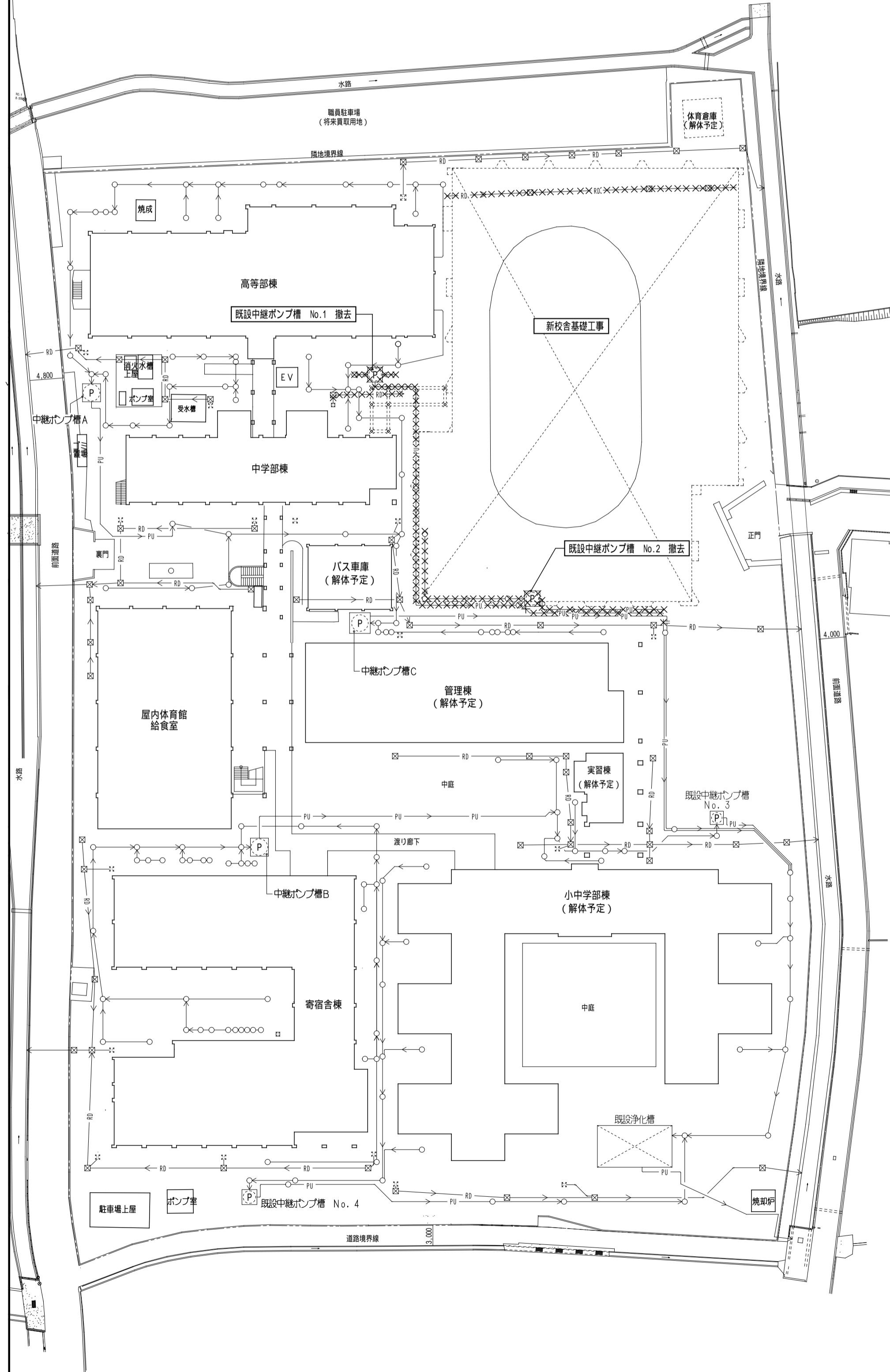


【注記】
 1. 図中の——太線の配管・排水樹は新設ルート、
 ——細線の配管・排水樹は既設ルートを示す。
 既設のうち ××× 部分は不要につき撤去を示す。

支障となる配管・排水樹・中継ポンプ槽の撤去（別途新校舎工事）

工事手順（参考）

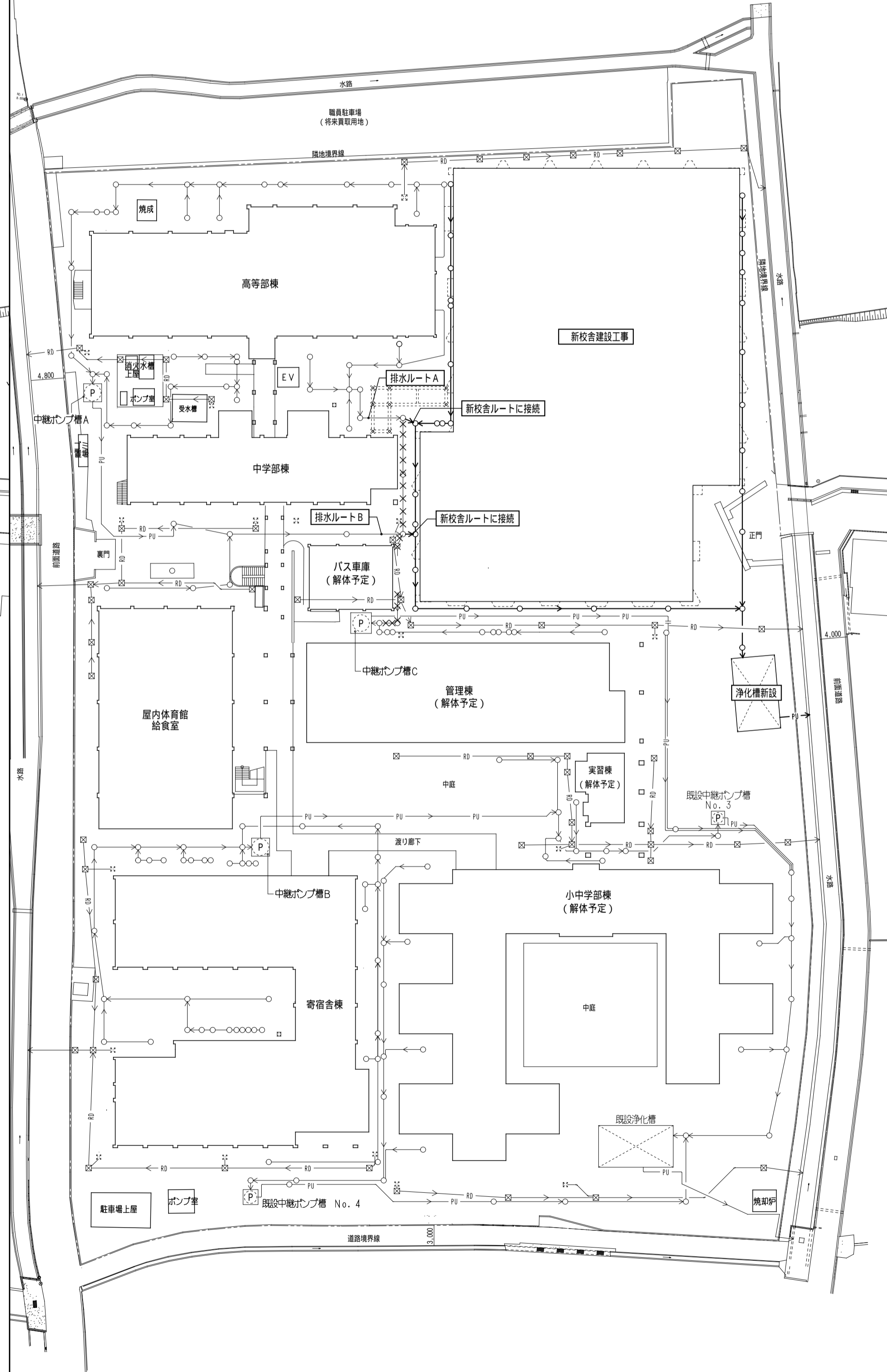
・新校舎基礎工事の掘削時に合わせて支障配管の撤去を行う。



新校舎廻り排水管の敷設、新設浄化槽の設置（別途新校舎工事）

工事手順（参考）

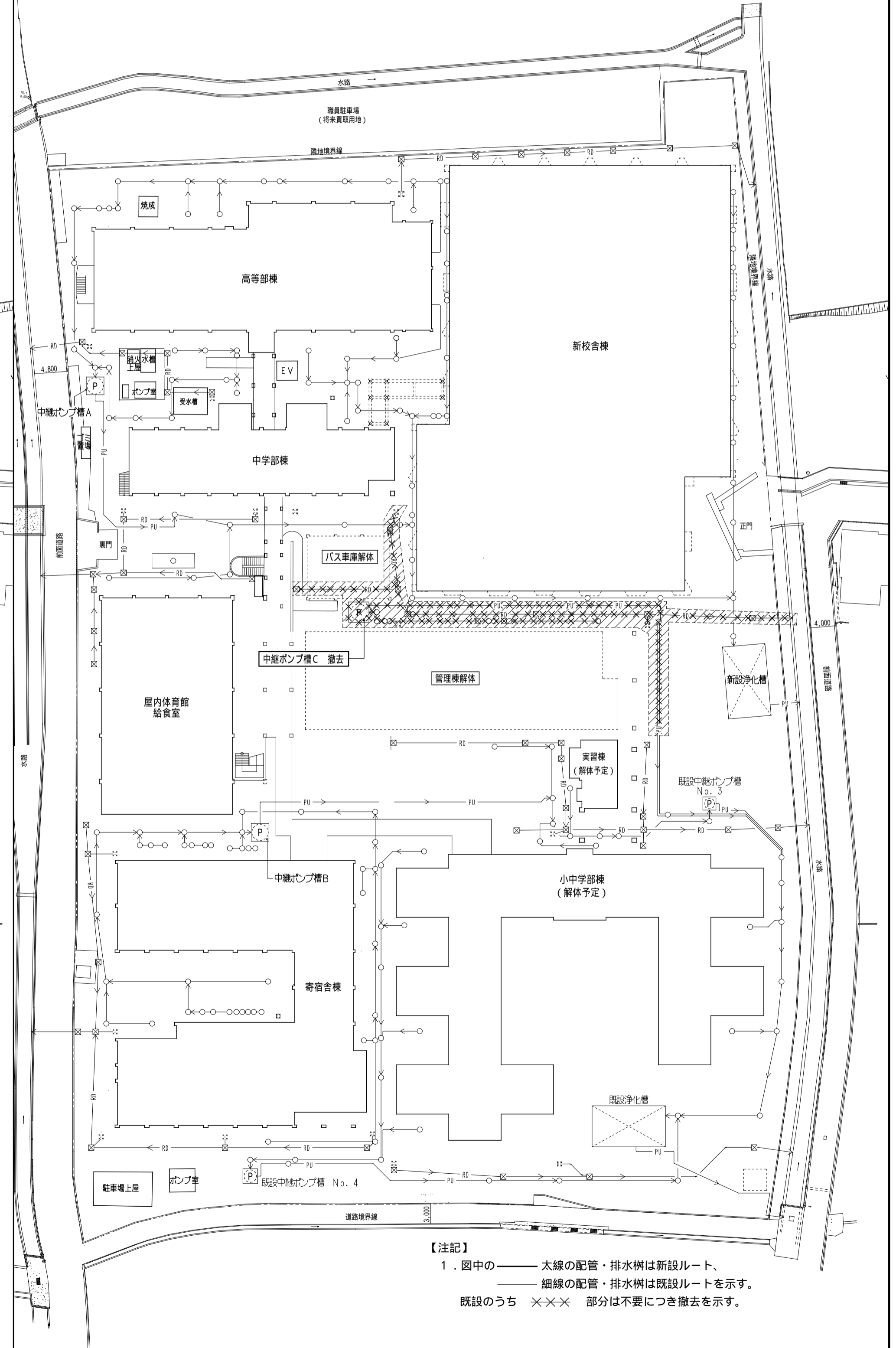
- (1) 新設浄化槽の設置。
- (2) 新校舎廻り排水管の敷設。
- (3) 新設浄化槽が使用可能になった段階で、排水ルートA（高等部廻り）および排水ルートB（中学部廻り）を新校舎ルートに接続し、中継ポンプ槽Cから切離しを行う。



管理棟、バス車庫の解体と合わせて既設排水管および中継ポンプ槽Cの撤去（別途解体工事）

工事手順（参考）

・管理棟、バス車庫の解体とともに
 図中 の範囲内の既設排水管、中継ポンプ槽Cの撤去を行う。

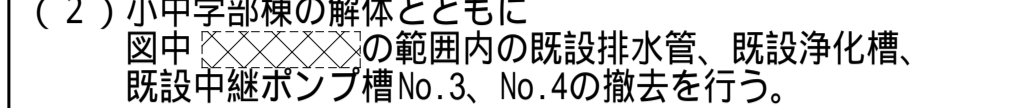


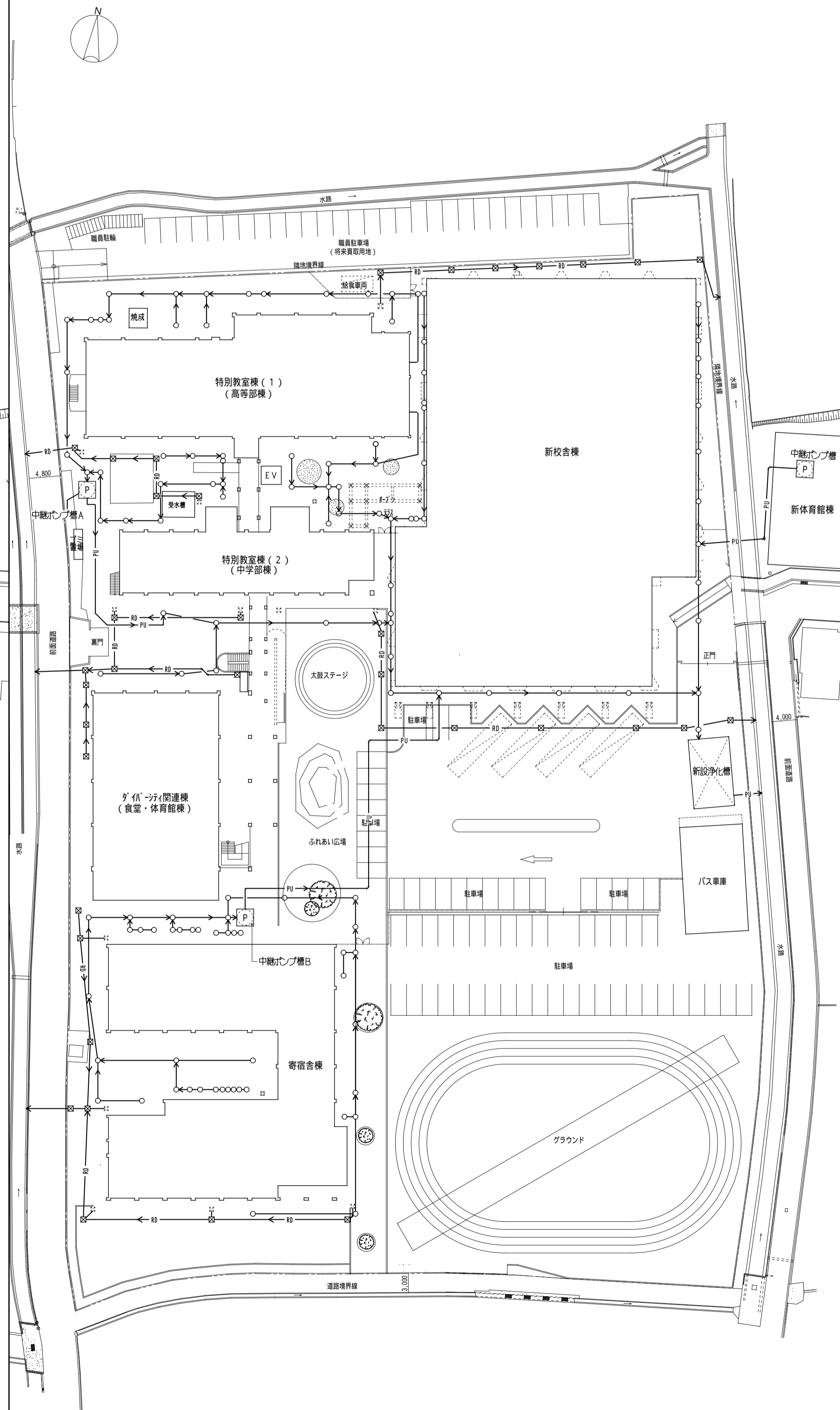
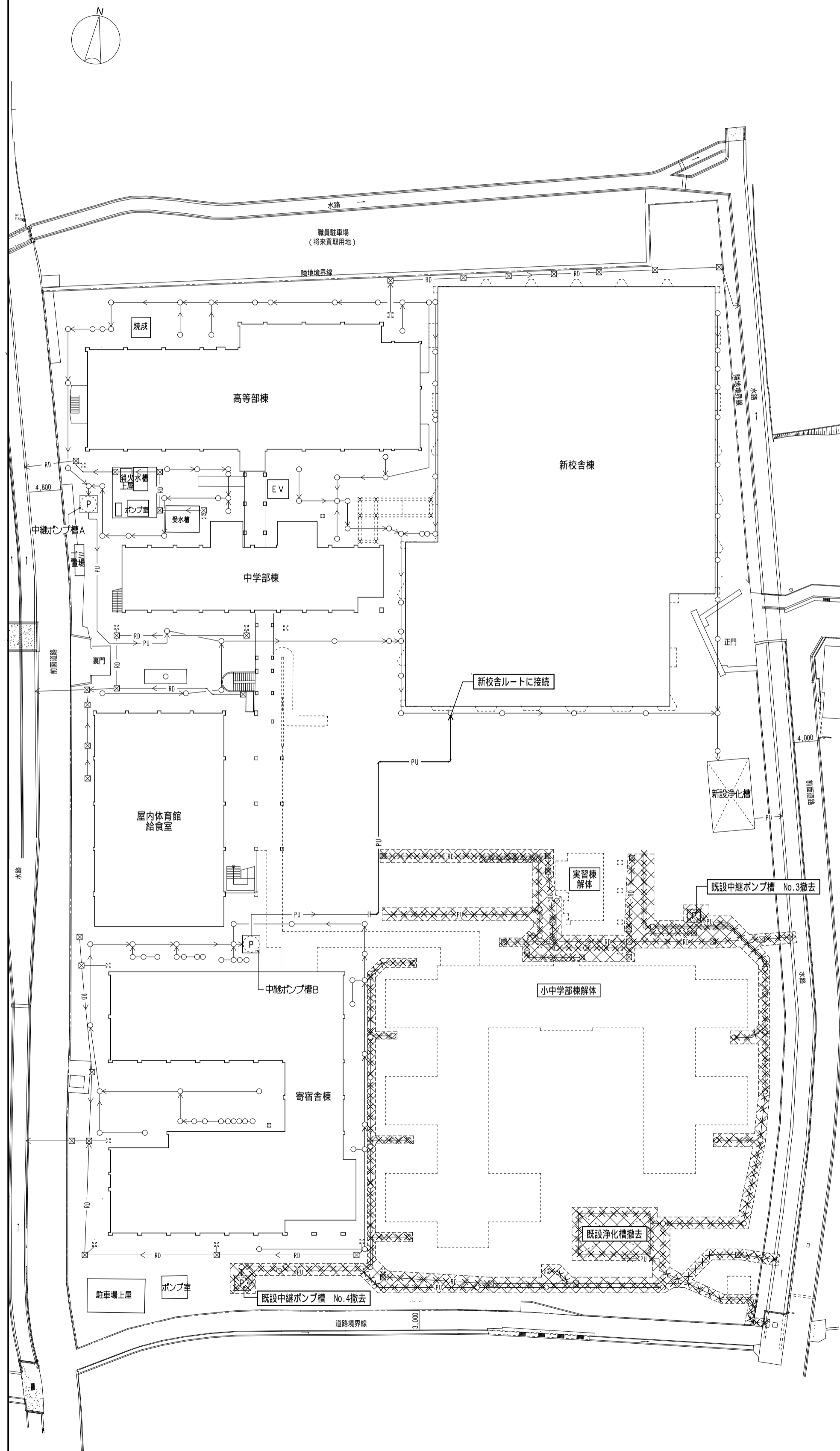
【注記】
 1. 図中の 太線の配管・排水樹は新設ルート、
 細線の配管・排水樹は既設ルートを示す。
 既設のうち 部分は不要につき撤去を示す。

中継ポンプ槽B系統の接続替え、既設浄化槽・中継ポンプ槽の撤去（別途解体工事）

（参考）将来最終形（外構工事完了後）

工事手順（参考）

- (1) 管理棟の解体完了後、中継ポンプ槽Bのポンプアップ管を新校舎排水ルートに接続替えを行う。
- (2) 小中学部棟の解体とともに
の範囲内の既設排水管、既設浄化槽、既設中継ポンプ槽No.3、No.4の撤去を行う。



徳島県土整備部管轄課

工事名 R4 管轄 国府支援学校 徳・国府 屋外排水設備改修工事

図面名 排水改修工事ステップ図(3) (参考図)

図面番号 P-30

縮尺 A1=1/500 A3=1/1000

株式会社 あい設計 四国支社 一級建築士事務所
 一級建築士事務所 愛媛県知事登録 第3099号
 一級建築士 大臣登録 第218291号 津田 孝二

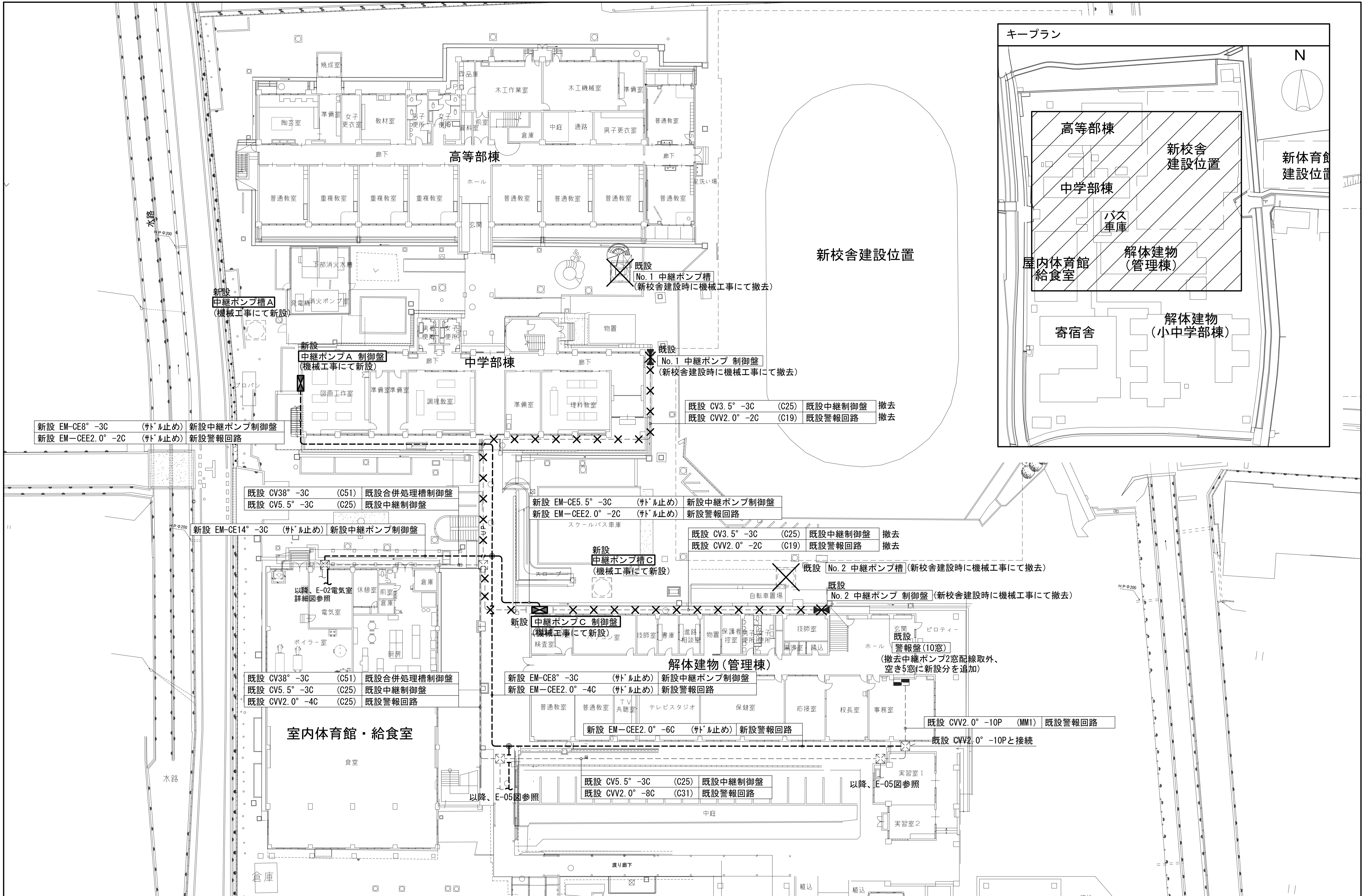
電気工事仕様書

- I. 特記仕様（特記事項）
1. 最上階の天井配管は、原則二重天井内のいんべい施工とし、屋上スラブへの埋め込みは行わない。（最上階が二重天井の場合に限る。）
 2. 長さ1m以上の入線しない電線管には1.2mm以上のビニル被覆鉄線を挿入する。（標仕 <2>2.2.9、<2>2.12.4）
 3. フラッシュプレートの材質は新金属製とする。
 4. カバープレート及びプルボックス蓋にはシール等で用途別表示を行う。なお、屋外部分の表示はエッチングプレート等の耐候性を有するものとする。
 5. 盤内、幹線プルボックス内、ケーブルラック上の要所、マンホール・ハンドホール内、その他の要所には合成樹脂製、ファイバ製等の表示札等を取付け、回路の種別、行先等を表示する。（標仕 <2>2.2.10、<2>2.12.5）
なお、屋外において直接外気に触れる場所（盤内、プルボックス内を除く。）及びマンホール・ハンドホール内の表示札等はエッチングプレート等の耐候性を有するものとする。
 6. 屋外の金属製防水形プルボックスは、（○ ステンレス製 ・ 鋼板製）とし、（ ・ メラミン焼付塗装 ・ 溶融亜鉛めっき製 ○ 塗装を行わない）とする。
 7. スリーブ材料及び施工は、標仕 <1>2.9.1、標準図 電力71～74、監理指針 <1>2.9.1、<2>2.1.12 による。
 8. 分電盤 制御盤、端子盤などの2次側以降の配線で、配線経路、電線太さ、電線本数、管径などは監督員との協議により図面表示と多少相違させてよい。
 9. 分電盤からの予備配管として、分電盤の予備回路数（スペースを含む）に応じた配管を天井裏まで立上げる。
 10. D種接地極の材料はEBとしD=10、L=1,500とする。接地極の埋設位置には、屋外灯のポール等で埋設位置が明確な場合を除いて接地極埋設標を設ける。
 11. PF管は波付一重管、タイプ-25とする。
 12. 屋外及びピット内の支持金物等はステンレス製（SUS304）又は溶融亜鉛めっき製（HDZ35以上）とする。
 13. あと施工アンカーボルトの選定については、次による。
 - (1) 機器類の固定には、金属拡張アンカーおねじ形又は接着系アンカーを使用し、次の機器については、施工後確認試験を行う。（ ・ 受変電設備 ・ 自家発電装置 ・ 太陽光発電設備（蓄電池を含む） ・ 配電盤 ）
 - (2) 配管の吊り及び支持材の固定には、その自重に十分耐えうるアンカーを使用する。なお、耐震支持に使用する躯体取付用のアンカーは金属拡張アンカーおねじ形又は接着系アンカーとする。
 - (3) 屋外に使用するものはステンレス製（SUS304）又は溶融亜鉛めっき製（HDZ35以上）とする。
 14. 次の部分の露出する電線管、支持金物、架台等は塗装を行う。
（○ 屋内（図示されている場合） ○ 屋外（図示されている場合） ・ ）
亜鉛めっき金属電線管はエッチングプライマー1種（JIS-K-5633）による化学処理を行った後調合ペイント2回塗りとする。
屋内、屋外及びピット内の支持金物等のうち、ステンレス製（SUS304）又は溶融亜鉛めっき製のものは、原則塗装を行わない。
屋外布設の厚鋼電線管は、めっき付着量が300g/m²のものを使用し、塗装不要とする。
 15. 地中管路の埋設深さは車両道路は 0.6m以上、それ以外は 0.3m以上とし、高圧地中配線以外も埋設標識シートにより埋設標示を行う。
 16. 地中管路に耐候性のない管材を使用する場合は、地上立上り部で耐候性のある管材に接続すること。
 17. 改修又は増設工事等において既設配線との接続が本工事に含まれる場合は、工事着手前及び工事完了後に既設配線の絶縁抵抗を測定する。
 18. 分電盤等において、外部から分岐回路の接地線を接続する端子又は銅帯は、分岐回路の配線用遮断器等の負荷側近くに設ける。（標仕 <2>1.7.4） なお、単線接地線の接続にはセルフアップねじ等電線じか接続可能な端子とすることが望ましい。
 19. 太さ14mm²以上の電線をターミナルラグにより機器に接続する場合は、増締確認の表示を行う。（標仕 <2>2.1.2）
 20. ケーブルを集合して束ねる場合は、許容電流について必要な補正を行い、配線の太さに影響を与えない範囲で束ねる。（標仕 <2>2.10.4.5）
 21. 機材の検査に伴う試験については、標仕 <1>1.4.5により行う。
製造者において試験方法を定めている項目については、試験要領書を提出する。
 22. 通信・情報設備の弱電流電線は絶縁抵抗測定を行う。（標仕 <6>2.28.2）
 23. 自家用電気工作物の保安規程に基づき、電気主任技術者による工事中の点検並びに工事完成時の検査を実施し、成績書を提出する。

- II. 機材等
1. 本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能を有するもの、又は同等のものとする。ただし、同等のものを使用する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受ける。
 2. 下表に示す材料・機材等の製造業者等は次の(1)から(3)の事項を満たすものとし、証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたものを示す書面を提出して監督員の承諾を受ける。
 - (1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。
 - (2) 法令等で定めがある場合は、その許可、認可、認定又は免許を取得していること。
 - (3) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。

品 目	機 材 名 ・ 注 記
LED照明器具	一般屋内用に限る。
盤類	分電盤（実験盤を含む）、制御盤、キュービクル式配電盤、 高圧スイッチギヤ（CW形、PW形）
高圧機器	高圧交流遮断器、高圧進相コンデンサ、高圧限流ヒューズ、高圧負荷開閉器 高圧変圧器（特定機器）、高圧避雷器
蓄電池	ベント形据置鉛蓄電池、制御弁式据置鉛蓄電池 据置ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池
交流無停電電源装置	300kVA以下のもの
太陽光発電装置	出力10kW以上のパワーコンディショナ及び系統連系保護装置（系統連系保護機能を有するパワーコンディショナを含む。） ※太陽電池アレイ及び接続箱を除く
監視カメラ装置	
中央監視制御装置	
鑄鉄製ふた (マンホールふた)	

徳島県県土整備部営繕課	●工事名 R4 営繕 国府支援学校 徳・国府 屋外排水設備改修工事	●図面番号 E-01	株式会社 あい設計 四国支社 一級建築士事務所 一級建築士事務所 愛媛県知事登録 第3099号 一級建築士 大臣登録 第218291号 津田 孝二
	●図面名 電気設備 特記仕様書	●縮尺 A1= - A3= -	



新設 EM-CE8° -3C (サドル止め) 新設中継ポンプ制御盤
 新設 EM-CEE2.0° -2C (サドル止め) 新設警報回路

既設 CV38° -3C (C51) 既設合併処理槽制御盤
 既設 CV5.5° -3C (C25) 既設中継制御盤

新設 EM-CE14° -3C (サドル止め) 新設中継ポンプ制御盤

既設 CV38° -3C (C51) 既設合併処理槽制御盤
 既設 CV5.5° -3C (C25) 既設中継制御盤
 既設 CVV2.0° -4C (C25) 既設警報回路

新設 EM-CE5.5° -3C (サドル止め) 新設中継ポンプ制御盤
 新設 EM-CEE2.0° -2C (サドル止め) 新設警報回路

既設 CV3.5° -3C (C25) 既設中継制御盤 撤去
 既設 CVV2.0° -2C (C19) 既設警報回路 撤去

新設 EM-CE8° -3C (サドル止め) 新設中継ポンプ制御盤
 新設 EM-CEE2.0° -4C (サドル止め) 新設警報回路

既設 CV38° -3C (C51) 既設合併処理槽制御盤
 既設 CV5.5° -3C (C25) 既設中継制御盤
 既設 CVV2.0° -4C (C25) 既設警報回路

新設 EM-CEE2.0° -6C (サドル止め) 新設警報回路

既設 CV5.5° -3C (C25) 既設中継制御盤
 既設 CVV2.0° -8C (C31) 既設警報回路

新校舎建設位置

既設 No.1 中継ポンプ槽 (新校舎建設時に機械工事にて撤去)

既設 No.1 中継ポンプ 制御盤 (新校舎建設時に機械工事にて撤去)

新設 中継ポンプ槽C (機械工事にて新設)

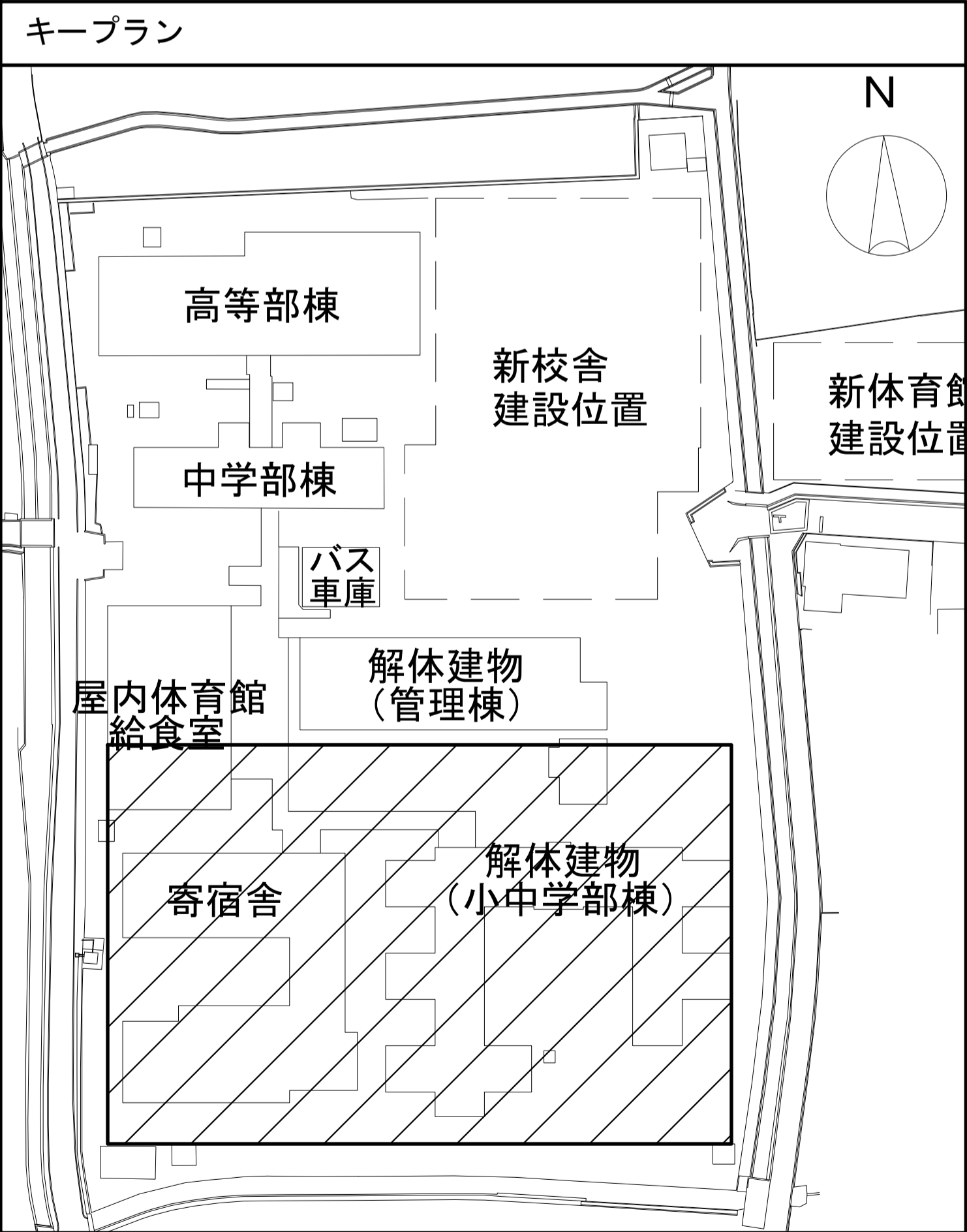
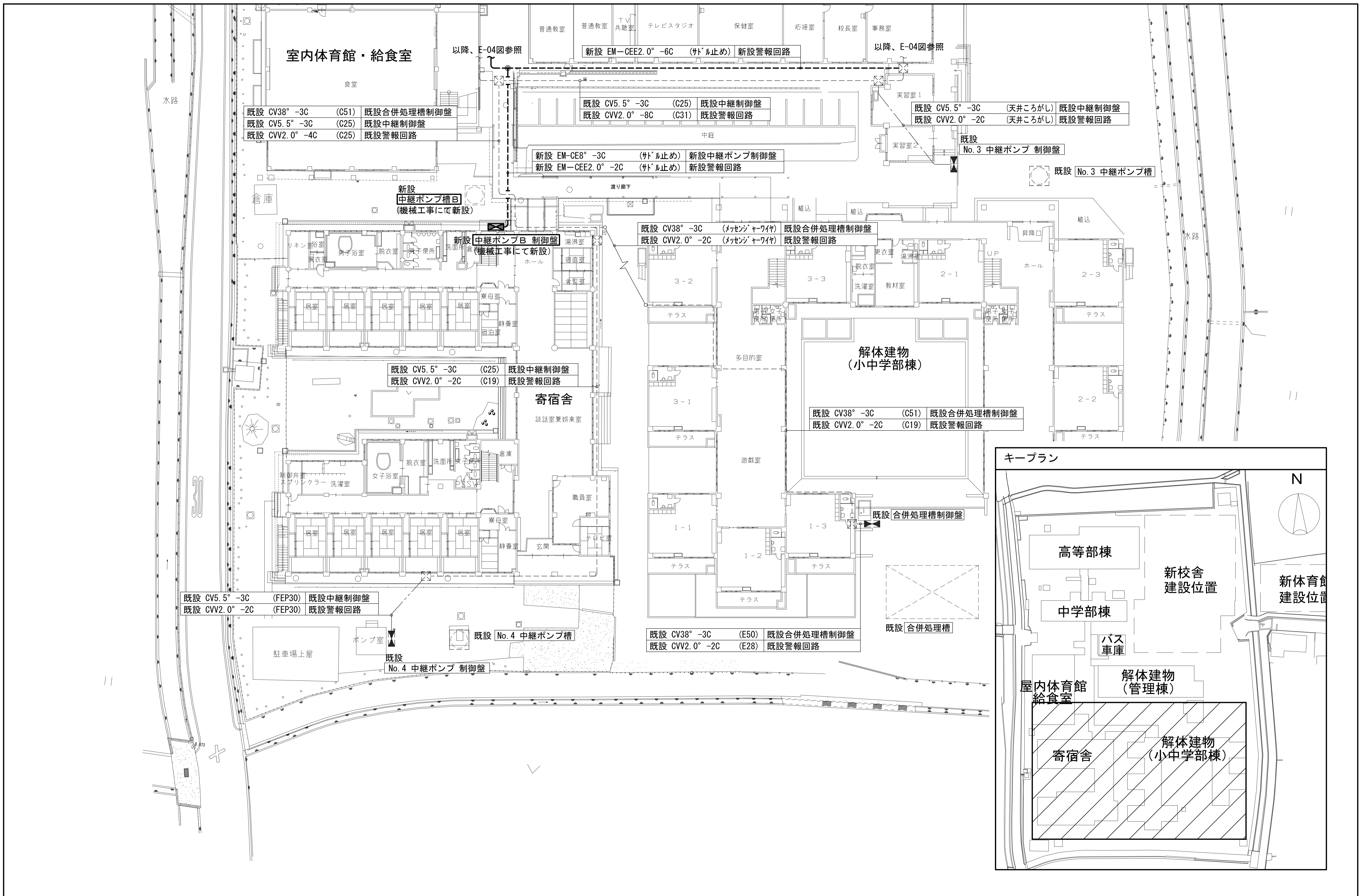
既設 No.2 中継ポンプ槽 (新校舎建設時に機械工事にて撤去)

既設 No.2 中継ポンプ 制御盤 (新校舎建設時に機械工事にて撤去)

既設 警報盤 (10窓) (撤去中継ポンプ2窓配線取外、空き5窓に新設分を追加)

既設 CVV2.0° -10P (MM1) 既設警報回路

既設 CVV2.0° -10Pと接続



徳島県土木整備部管轄課	●工事名 R4 営繕 国府支援学校 徳・国府 屋外排水設備改修工事	●図面番号 E-05	株式会社 あい設計 四国支社 一級建築士事務所 一級建築士事務所 愛媛県知事登録 第3099号 一級建築士 大臣登録 第218291号 津田 孝二
	●図面名 電気設備 電気配線平面図(2) (改修前・改修後)	●縮尺 A1=1/200 A3=1/400	

建築工事仕様書

1章 一般共通事項

1. 適用基準等

図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通大臣官房官庁営繕部監修の下記による。

公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（平成31年版）（以下「改標仕」という。）

公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（平成31年版）（以下「標仕」という。）

公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（平成31年版）

公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（平成31年版）

設計図書の優先順位は、次の順とする。

(1) 質問回答書（(2)から(5)に対するもの）

(2) 補足説明書

(3) 特記仕様書

(4) 図面

(5) 公共建築改修工事標準仕様書（平成31年版）等

施工条件は次による。

・本工事の着手前に、給排水・ガス・その他埋設物等の調査を行う。調査期間は1週間程度とする。

・工程については、施設管理者と協議の上決定すること。

・施設の使用に影響のある騒音、振動、粉塵等を伴う作業は平日の授業中は原則施工できない。

また、休日において、施設管理者より作業中止の要望がある場合は、作業の中止を行う場合がある。

・工事時間は午前9時から午後5時までとする。

・前面道路は通学路であるため、午前8時から午前9時までは車両通行禁止とする。

・工事の施工に当たっては工事進入ゲートに交通整理員を配置し、学校利用者の通行に支障を及ぼさないように充分注意し施工するものとする。

・その他詳細な施工条件については、実施工程表及び総合施工計画書の作成時に施設管理者に確認すること。

交通誘導警備員については、警備業法に基づく警備員とし、図示する場所に175日間配置すること。

・本工事は、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号により規定された交通誘導警備業務を行う場所に一級又は二級の検定合格警備員の配置が（義務付けられていない）。

・警備員は、延350人（昼350人、夜0人：うち検定合格警備員0人）を見込んでいる。

・警備業法を遵守するとともに、受注者は交通誘導警備員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出すること。

・配置された検定合格警備員は、業務に従事している間は合格証明書を携帯し、かつ、監督員等の請求があるときは、これを提示すること。

・受注者は、発注者が行う交通誘導警備員勤務実績調査の実施に協力しなければならない。また、対象工事の一部について下請負契約を締結する場合は、当該下請負工事の受注者（当該下請負工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）も同様の義務を負う旨を定めなければならない。

・受注者は、「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料（勤務伝票の写し）とともに、1月毎に監督員へ1部提出しなければならない。

2. 材料・製品等

本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、JIS又はJASマーク表示のない材料及びその製造業者等は、次の(1)から(3)の事項を満たすものとする。

(1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。

(2) 法令等で定める許可、認定又は免許を取得していること。

(3) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。

なお、「評価名簿による」と記載されているものは、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築材料等評価名簿（最新版）」記載品を指すものとする。

受注者は、本工事で使用する建築材料・製品等（以下「建材等」という）の発注の際には、発注前に、品質及び性能に関して記載された施工計画書及びその証明となる資料を監督員へ提出しなければならない。

2章 仮設工事

1. 一般事項

着工に先立ち、敷地境界、既存構造物、敷地の高低差地下埋設物の確認、近隣建築物及び工作物の現状確認、排水経路及び配水管の流末処理の確認並びに敷地周辺の状況確認を行うこと。

2. ベンチマ・ク

設計GLの設定は、BM(体育室FL)を-300とする。ただし、監督員の指示により決定する。

3. 足場等

仮設機材及び経年仮設機材の使用については、次の規格又は認定基準（以下「規格等」という。）に適合するものを使用すること。

労働安全衛生法に基づく構造規格 (社)仮設工業会の認定基準

また、厚生労働省の「経年仮設機材の管理指針」の基づく(社)仮設工業会の「適用工場制度」による登録工場及び指定工場等の活用に努めるとともに、前記規格等に定めるもの以外の使用に当たってはあらかじめ強度等を確認した書類を監督員に提出し、承諾を得ること。

労働安全衛生法第88条に基づく届け出の要否に関わらず、足場を設置する場合は、使用開始前に営繕課指定の足場チェックリストを用いて点検した後、監督員の確認を受けること。

受注者は、高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。

仮囲いを設置する場合は、設置後に「営繕課発注現場安全再確認シート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。

仮囲い（仕様：フラットパネル、H=3.0m、L=図示）

ゲート（有）・無、仕様：キャスターゲートW=4.0m）

3章 土工事

1. 根切り

周辺の状況、土質、地下水の状態等に適した工法を採用し、工事中の異常沈下、法面の滑動、その他による災害が発生しないよう、災害防止上必要な処置をすること。

敷地内に埋設が予想される設備配管類等について十分調査し、支障がないようにすること。

根切り底は、地盤をかく乱しないよう、手作業（深さ30cm程度）とするか、バケットに特殊アタッチメントを取りつけた機械掘りとする。なお、かく乱した場合は、自然地盤と同等以上の強度となるように適切な処置を定め、監督員の承諾を受ける。

2. 排水

工事に支障を及ぼす雨水、わき水等は、適正な排水溝、集水ます等を設置し、支障がないようにすること。

3. 埋戻し及び盛土

使用土は（B種）とし、機器により締め固める。

4. 山留め

山留めは、適切な資料に基づき構造計算を行い、安全に設置すること。また、設置期間中、周辺地域及び山留めの状況を点検するとともに、安全管理に必要な計測を行う。

鋼矢板等抜き跡の処理（直ちに砂等で充填）

4章 地業工事

1. 砂利・砂・割石及び捨てコンクリート地業等

材料は、市場品とする。

砂利及び砂地業

・砂利は、（再生クラッシュラン）とする。

・締め固めは、ランマー3回突き、振動コンパクター2回締め又は振動ローラー締めとする。締め固めによる凹凸は目つぶし砂利で上均しをする。

・厚さが300mmを越える場合は、300mmごとに締め固めを行う。

締め固め機械の選定に当たっては、地質の状況を検討し監督員の承諾を得ること。

捨てコンクリートは、無筋コンクリート（スランプ15cm、設計基準強度18N/mm²）とし、厚さは50mmとする。

2. 地盤改良

仕様はA-03図による。

5章 鉄筋工事

1. 材料

規格番号	規格名称	種類の記号	径(mm)
JIS G 3112	鉄筋コンクリート用棒鋼	SD295A	D10～D16

2. 材料試験

材料試験は行わない。ただし、規格証明書を提出し、監督員の承諾を得ること。

3. 鉄筋の継手及び定着

鉄筋の継手は（重ね継手）とする。

鉄筋の継手の位置は図示による。

結束線の端部は内側に折り曲げる。

スラブのスペーサーは鋼製を原則とし、他の箇所についても材種等について監督員の承諾を得ること。また、鋼製のスペーサーは、型枠に接する部分に防錆処理を行ったものとする。ただし、地階を有しない1階土間を除く。

鉄筋の90°未満の折曲げの内法直径は図示による。

鉄筋の定着方法及び長さは図示による。

4. 鉄筋のかぶり厚さ及び間隔

柱、梁の鉄筋の加工に用いるかぶり厚さは、標仕表5.3.6の数値に10mmを加えた数値を標準とする。

目地がある場合のかぶりは、目地底からの寸法とする。

各部の配筋は、図示による。図示されていない場合は、標仕参考図〔1節・基礎及び基礎梁の配筋〕～〔7節・梁貫通孔その他配筋〕による。

5. 梁貫通孔補強

補強形式 鉄筋コンクリート構造配筋基準図による。

梁貫通補強に建設技術評価規定に基づく評価品を使用する場合は、それぞれの部分についてメーカーの構造計算書を提出し、監督員の承諾を得ること。

6. 配筋検査

主要な配筋は、コンクリート打込みに先立ち、種類、径、数量、かぶり、間隔、位置等について、監督員の検査を受ける。

6章 コンクリート工事

1. 一般事項

コンクリートの種別

・ 類（JIS A 5308への適合を認証されたコンクリート）

・ 類（JIS A 5308への適合したコンクリート）

設計基準強度

コンクリートの種類	設計基準強度 Fc (N/mm ²)	調合管理強度 Fn (N/mm ²)	スランプ (cm)	強度試験の有無	種別	気乾単位容積重量 (t/m ³)	適用箇所
普通	21	21+S	18	有	類	2.3	図示

構造体コンクリートの調合管理強度は、設計基準強度（Fc）に構造体強度補正值（S）を加えた値とする。なお、構造体強度補正值（S）は、標仕表6.3.2によりセメントの種類及びコンクリートの打込みから材齢28日までの予想平均気温に応じて定める。

2. レディミクストコンクリート工場の指定

工事開始に先立ち、工場を選定し、監督員の承諾を受ける。

3. 型枠

型枠は、（合板）とする。

型枠の種別	仕上げ種別	塗装の有無	材質	厚さ	適用箇所
6.8.2(2)（イ）	普通型枠	なし	合板	12mm	中継ポンプ槽躯体

徳島県県土整備部営繕課

工事名 R 4 営繕 国府支援学校

徳・国府 屋外排水設備改修工事

図面名 建築工事 特記仕様書

図面番号

A - 0 1

縮尺

A1= -

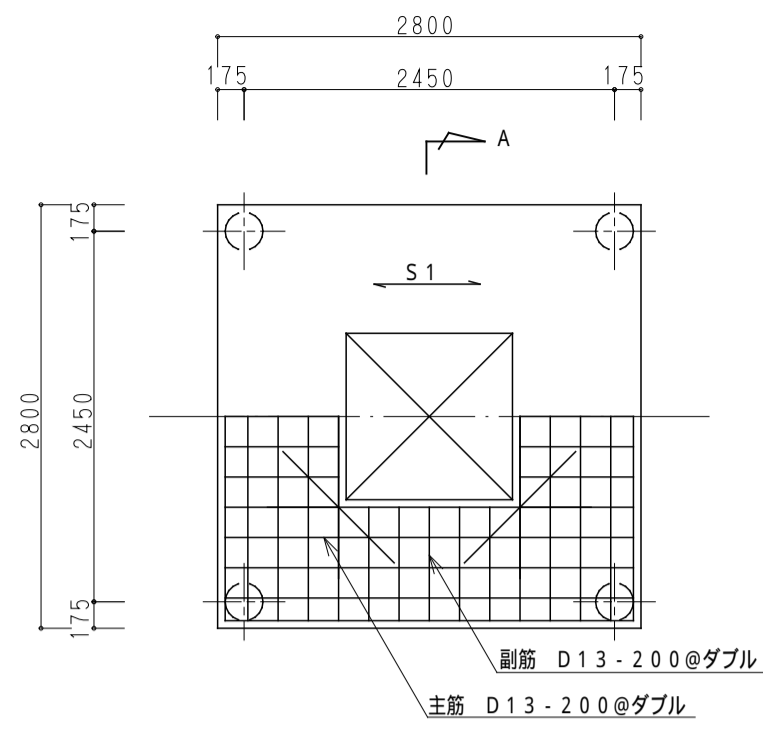
A3= -

株式会社 あい設計 四国支社 一級建築士事務所

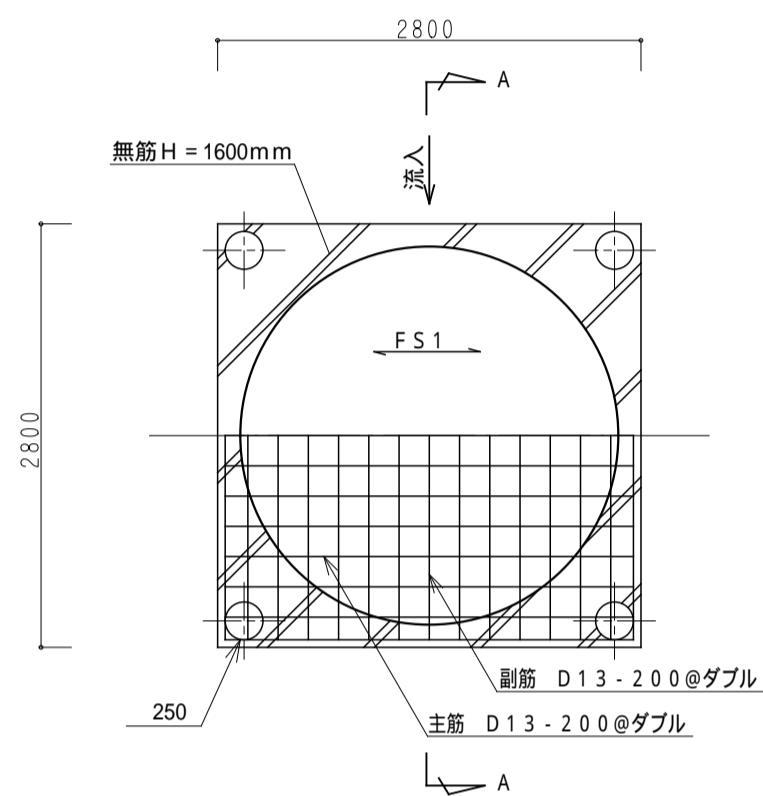
一級建築士事務所 愛媛県知事登録 第3099号

一級建築士 大臣登録 第218291号 津田 孝二

新設 中継ポンプ槽A 躯体配筋図(参考) S = 1 / 5 0



頂版スラブ配筋図 S = 1 / 5 0



基礎スラブ配筋図 S = 1 / 5 0

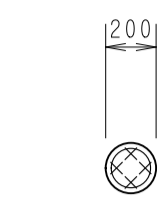
共通事項

凡 例D10	x.....D13	o.....D16
鉄 筋	SD-295A 使用とする。		
コンクリート	F _c = 21 N/mm ² とする。		
スラブ荷重	T-6		
必要地耐力	4.0 kN/m ² とする。		
そ の 他	詳細は現場係員の指示による。		

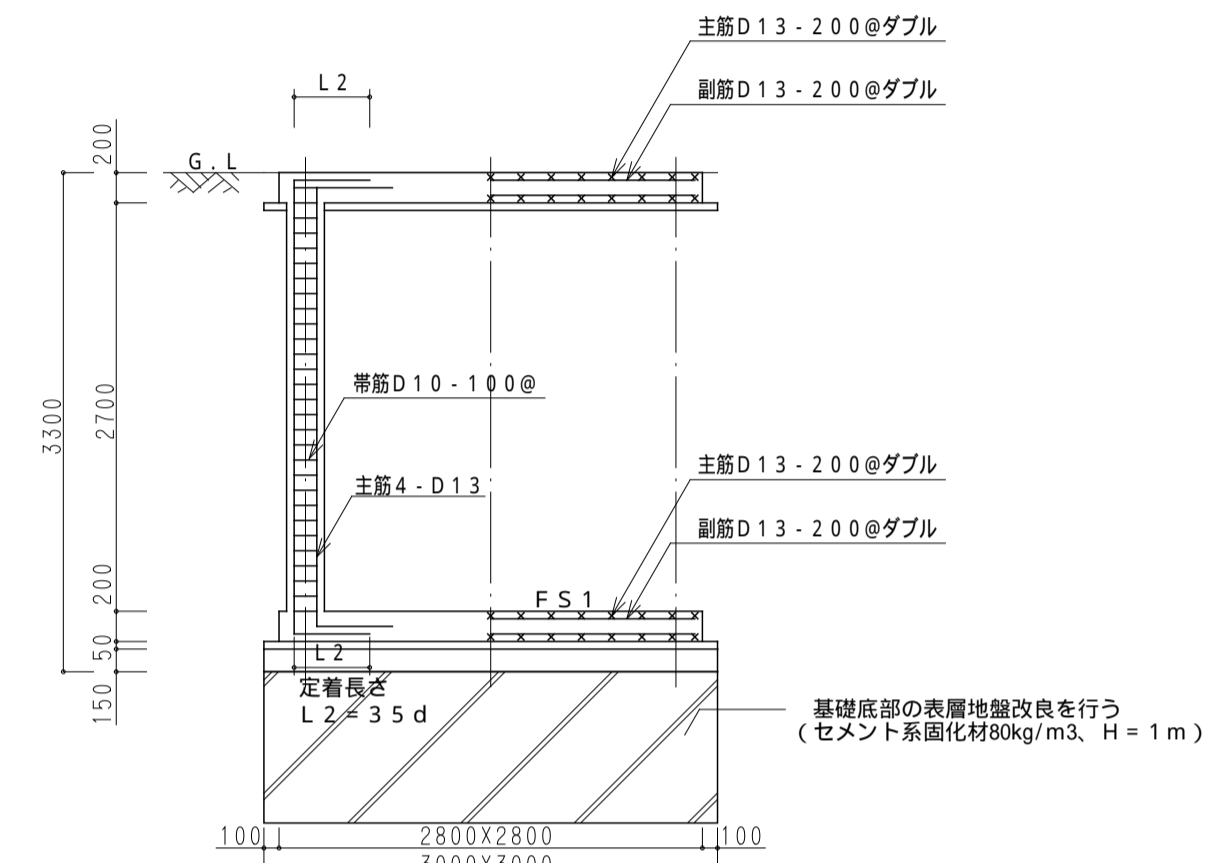
スラブリスト

スラブ	スラブ厚	位置	主 筋	副 筋	備 考
S1	200	全断面	D13-200@	D13-200@	ダブル
FS1	200	全断面	D13-200@	D13-200@	ダブル

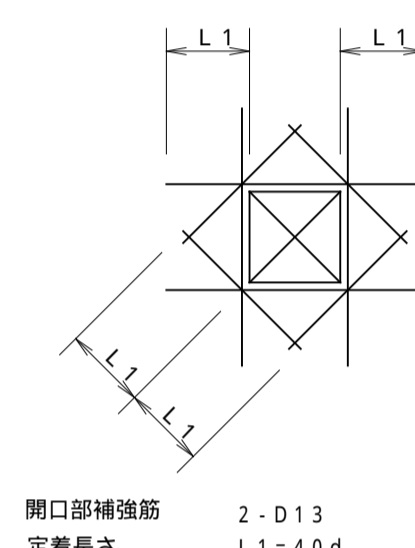
スラブ筋等の重ねつぎで長さは小径の4.0d以上とする。



柱配筋詳細図 S = 1 / 3 0

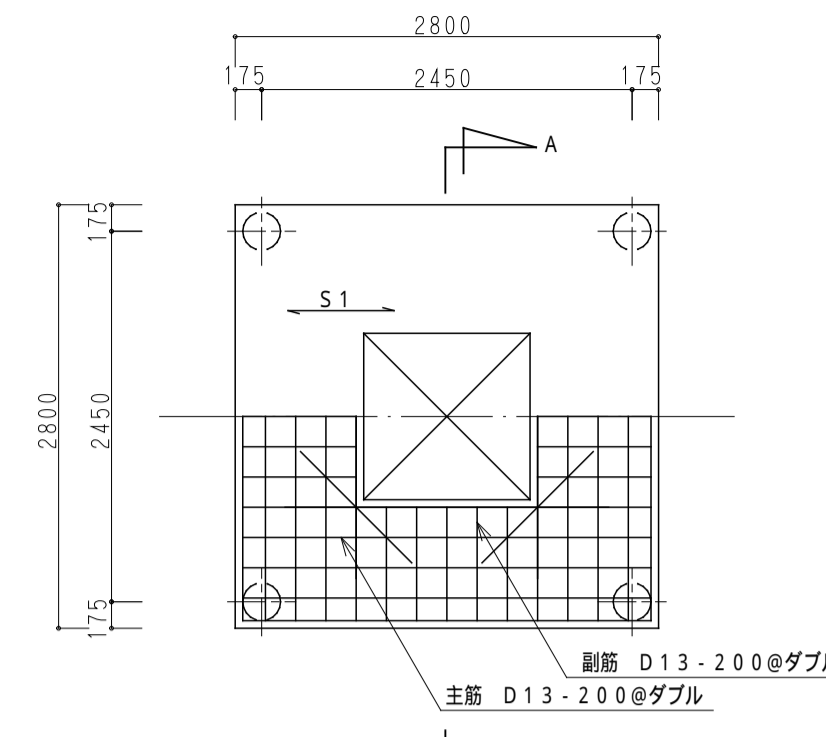


A A断面配筋図 S = 1 / 5 0

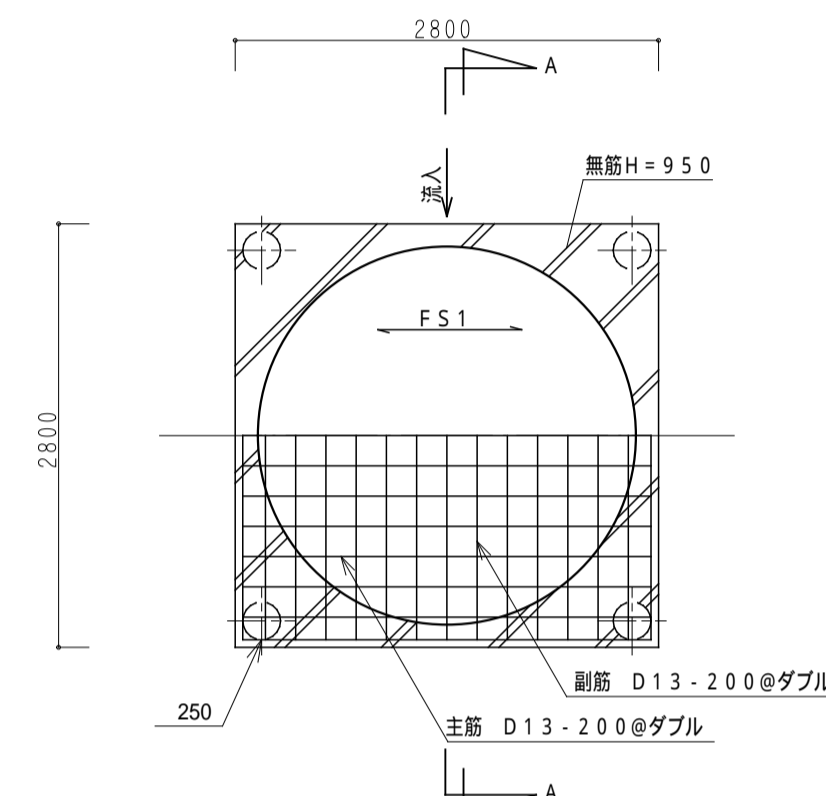


開口部補強筋 2-D13 定着長さ L1=40d

新設 中継ポンプ槽C 躯体配筋図(参考) S = 1 / 5 0



頂版スラブ配筋図 S = 1 / 5 0



基礎スラブ配筋図 S = 1 / 5 0

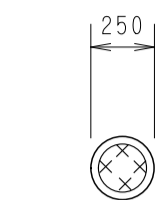
共通事項

凡 例D10	x.....D13	o.....D16
鉄 筋	SD-295A 使用とする。		
コンクリート	F _c = 21 N/mm ² とする。		
スラブ荷重	T-6		
必要地耐力	3.5 kN/m ² とする。		
そ の 他	詳細は現場係員の指示による。		

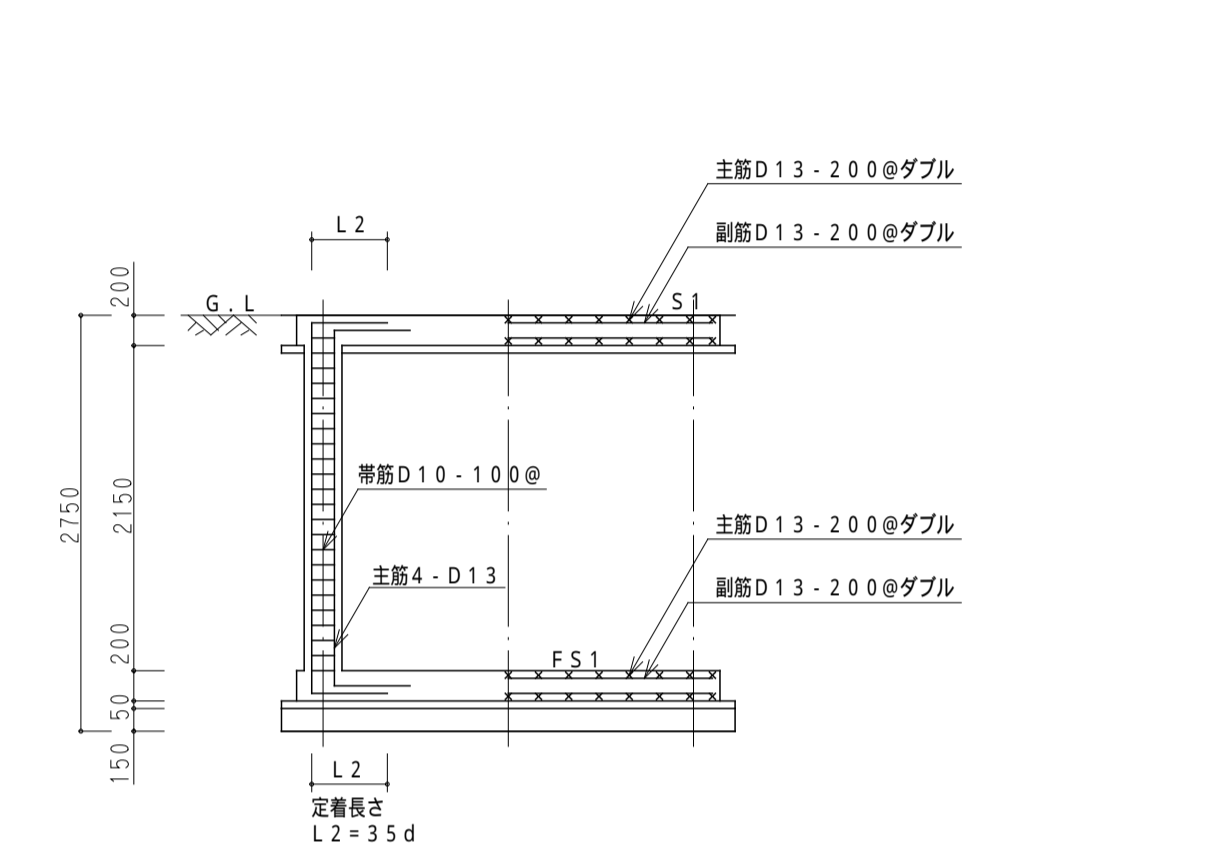
スラブリスト

スラブ	スラブ厚	位置	主 筋	副 筋	備 考
S1	200	全断面	D13-200@	D13-200@	ダブル
FS1	200	全断面	D13-200@	D13-200@	ダブル

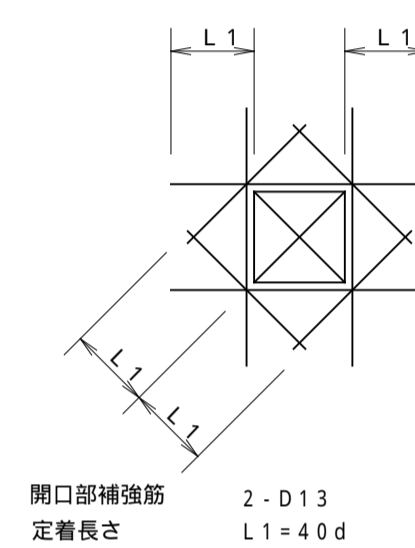
スラブ筋等の重ねつぎで長さは小径の4.0d以上とする。



柱配筋詳細図 S = 1 / 3 0

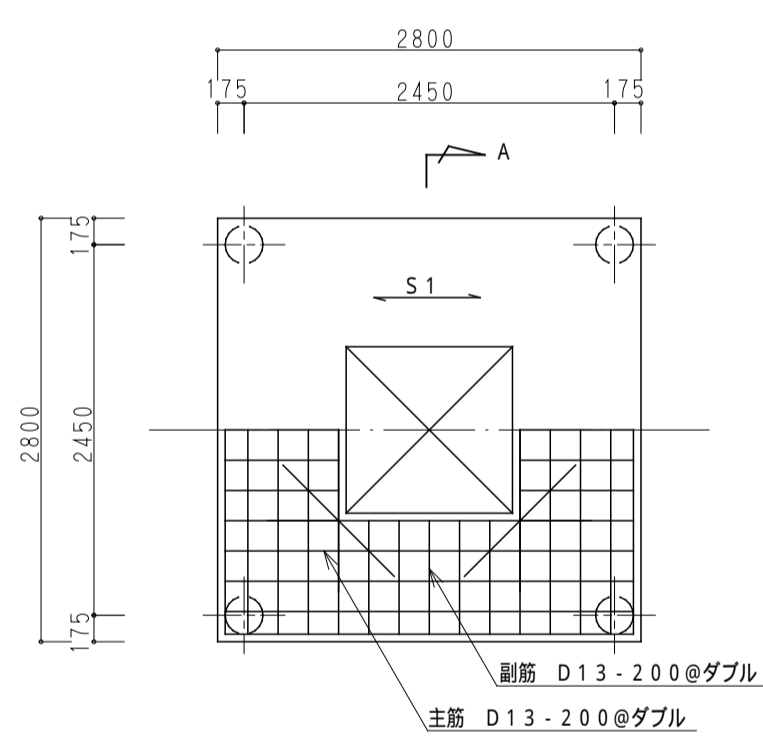


A A断面配筋図 S = 1 / 5 0

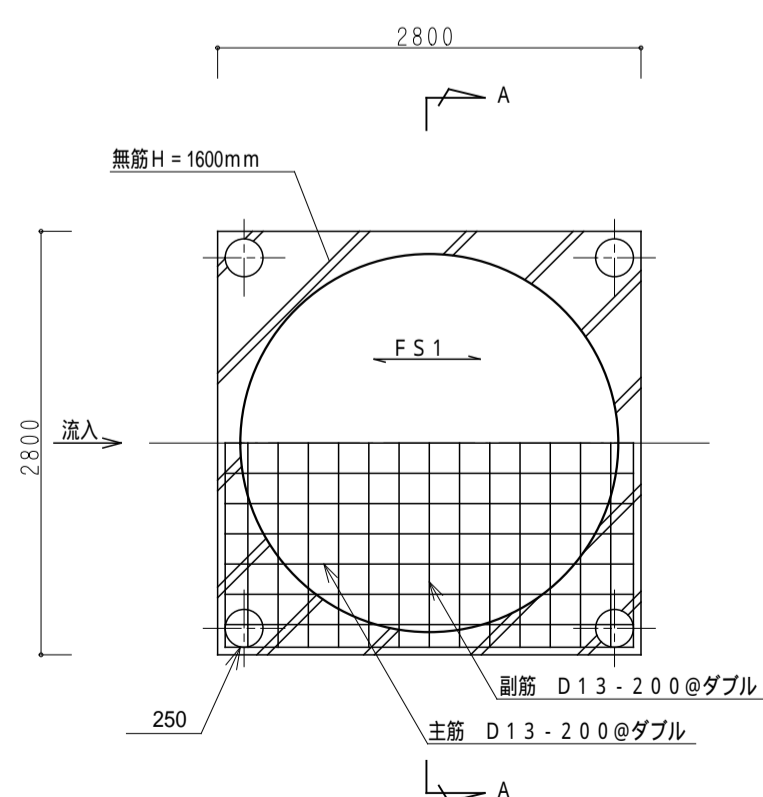


開口部補強筋 2-D13 定着長さ L1=40d

新設 中継ポンプ槽B 躯体配筋図(参考) S = 1 / 5 0



頂版スラブ配筋図 S = 1 / 5 0



基礎スラブ配筋図 S = 1 / 5 0

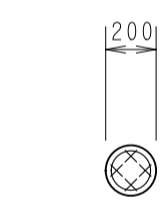
共通事項

凡 例D10	x.....D13	o.....D16
鉄 筋	SD-295A 使用とする。		
コンクリート	F _c = 21 N/mm ² とする。		
スラブ荷重	T-6		
必要地耐力	4.0 kN/m ² とする。		
そ の 他	詳細は現場係員の指示による。		

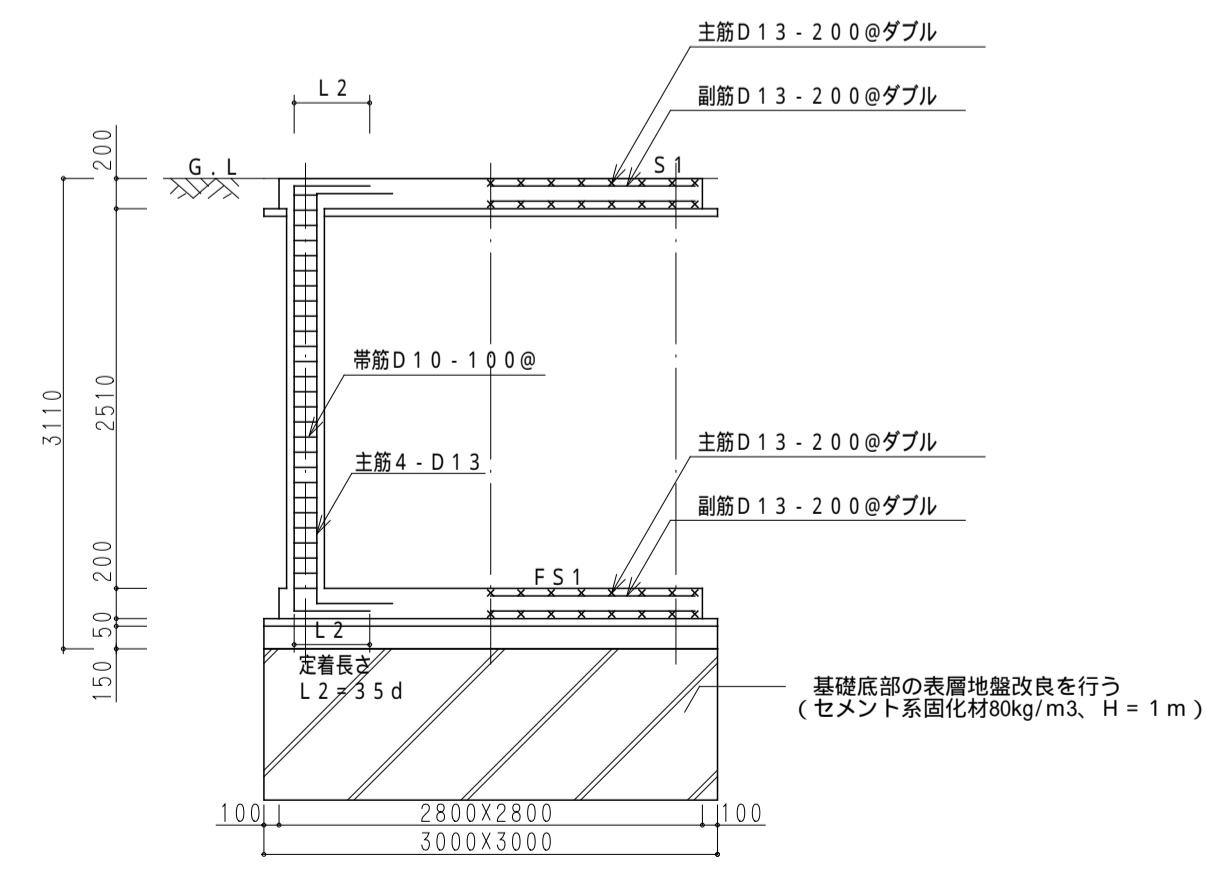
スラブリスト

スラブ	スラブ厚	位置	主 筋	副 筋	備 考
S1	200	全断面	D13-200@	D13-200@	ダブル
FS1	200	全断面	D13-200@	D13-200@	ダブル

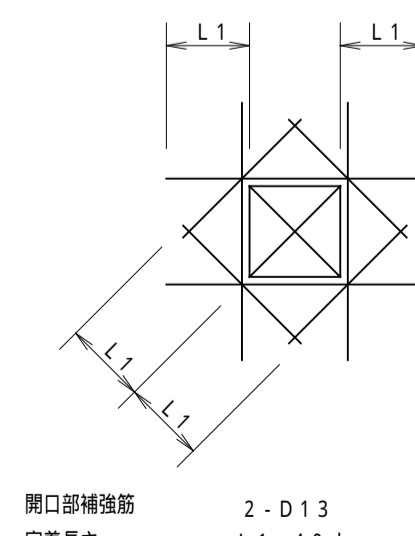
スラブ筋等の重ねつぎで長さは小径の4.0d以上とする。



柱配筋詳細図 S = 1 / 3 0



A A断面配筋図 S = 1 / 5 0



開口部補強筋 2-D13 定着長さ L1=40d

徳島県土木整備部管轄課

工事名 R4 営繕 国府支援学校 徳・国府 屋外排水設備改修工事
図面名 建築工事 新設中継ポンプ槽 躯体配筋図

図面番号 A-02
縮尺 A1=1/30, 1/50
A3=1/60, 1/100

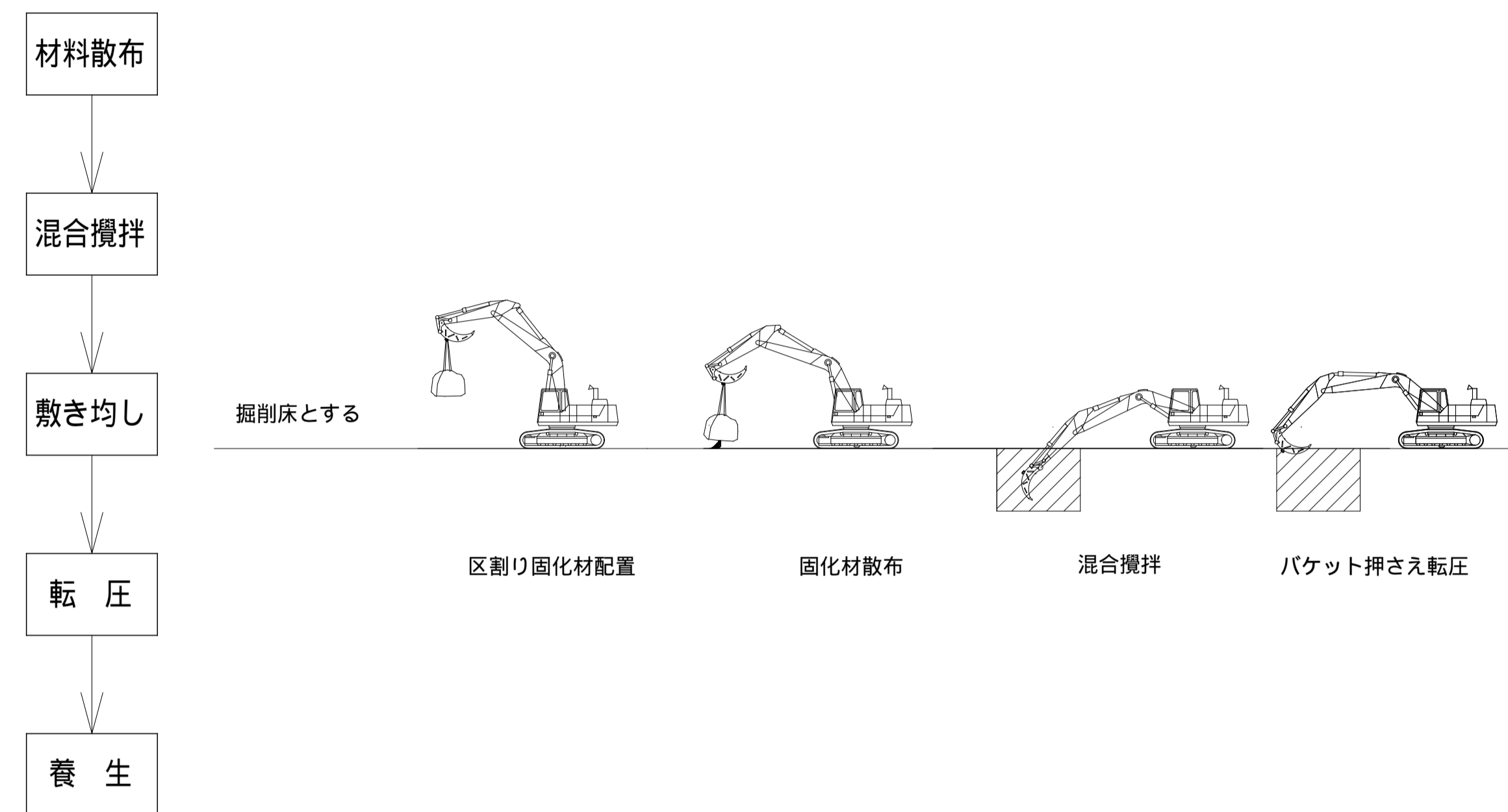
株式会社 あい設計 四国支社 一級建築士事務所
一級建築士事務所 登録 第3099号
一級建築士 大臣登録 第218291号 津田 孝二

【注記】
中継ポンプ槽Cは新校舎建設-管理棟解体までの短期間しか使用せず(その後撤去)、
沈下等の恐れが少ないため、地盤改良は行わない。

表層改良工法特記仕様書

1 工法概要

本工法は現地盤土とセメント系固化材とをバックホウで混合し、所要の強度を有する改良体を造成する工法である。



2 一般事項

本工事は、本特記仕様書によるほか、「2018年版 建築物のための改良地盤の設計及び品質管理指針 平成30年11月」((財)日本建築センター) による。

改良厚さ、土量、位置および固化材の配合等は、土質や地盤状況により変更することがある。

本工事に先立ち、施工計画書を提出し監督員の承認を得るものとする。施工計画書には次の事項を明記する。

- (1) 工事内容 (改良厚さ、土量、位置、設計基準強度等)
- (2) 工程表
- (3) 施工方法 (仕様固化材、配合量等)
- (4) 施工機械
- (5) 施工管理方法
- (6) 品質管理方法
- (7) 安全管理方法
- (8) 請負業者の本工事責任者名
- (9) 本工事施工業者名および施工責任者名

3 特記事項

- (1) 改良厚さ、位置等は設計図による。
- (2) 改良体の設計基準強度：Fc=150.0kN/m
- (3) 必ず事前に配合試験を行い配合量の妥当性を確認する。

4 固化材配合量

- (1) 固化材
特殊土用セメント系固化材
- (2) 推定配合
1) 固化材量：80kg/m³
(上記配合は推定値であり、実施工における配合は、室内配合試験により決定する。)

5 施工機械

- (1) 施工機械本体は、改良厚さに見合った掘削、混合能力を有すること。

6 施工

- (1) 施工
改良対象地盤にマーキングしできあがった升目に改良材を散布する。
混合した改良土は、状況を見てできるだけ早期に転圧を行う。
改良土は、転圧完了後所定の強度を得るまで養生する。
施工に対して疑義が生じた場合は、直ちに監督員と協議し、その指示を受ける。
施工精度を満足しない場合は、監督員と協議しその指示を受け適切な処置をする。

7 施工管理

施工過程における管理方法は次の通りとする。

- (1) 固化材散布量
マーキングに基づき1tフレコンを所定面積内に均一に散布する。
- (2) 改良厚さ
混合中に機械を止めて、改良厚さをスタッフ等により測定する。
改良厚さは、1層当り1.00m以下とする。
- (3) 混合程度
固化材と改良対象土の色むらがなくなるまで混合する。

8 報告

工事完了後、次の事項について報告書をまとめて 部を監督員に提出する。

- (1) 施工日報 (改良厚さ、位置、土量、配合量、固化材使用量等)
- (2) 固化材散布量、改良厚さの状況写真
- (3) 管理試験結果

9 管理試験

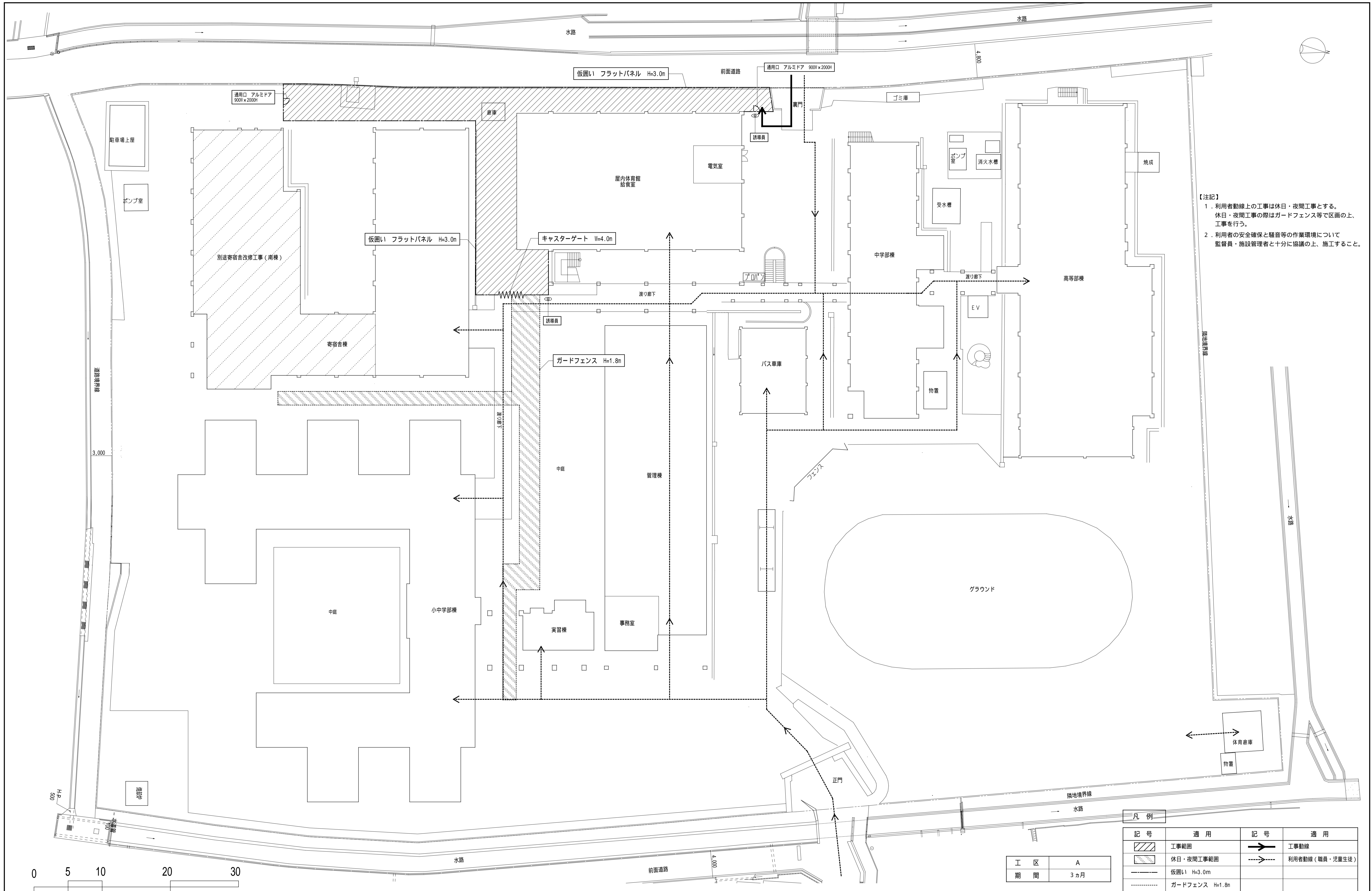
- (1) 一軸圧縮試験
1) 現場採取供試体
500m³につき1ヶ所改良土を採取し、寸法 5cm x 10cmの供試体を 3個/箇所作成し、一軸圧縮試験を行う。
2) 材令28日で各箇所の圧縮強度の平均値が設計基準強度を上回ること。
- (2) 六価クロム溶出試験
国土交通省 国官技第16号、国営建第1号 (平成13年4月20日) 「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験要領 (案)」による六価クロム溶出試験を実施し試験結果を提出するものとする。

事前配合試験段階 1検体

【注記】

本仕様書における施工要領は参考であり、採用する地盤改良材製造者の標準的な施工要領により施工すること。

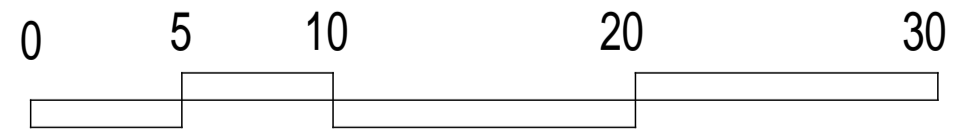
徳島県土整備部管轄課	工事名 R4 営繕 国府支援学校 徳・国府 屋外排水設備改修工事	図面番号 A-03	株式会社 あい設計 四国支社 一級建築士事務所 一級建築士事務所 登録番号 第3099号 一級建築士 大臣登録 第218291号 津田 孝二
	図面名 建築工事 表層地盤改良仕様書	縮尺 A1= - A3= -	

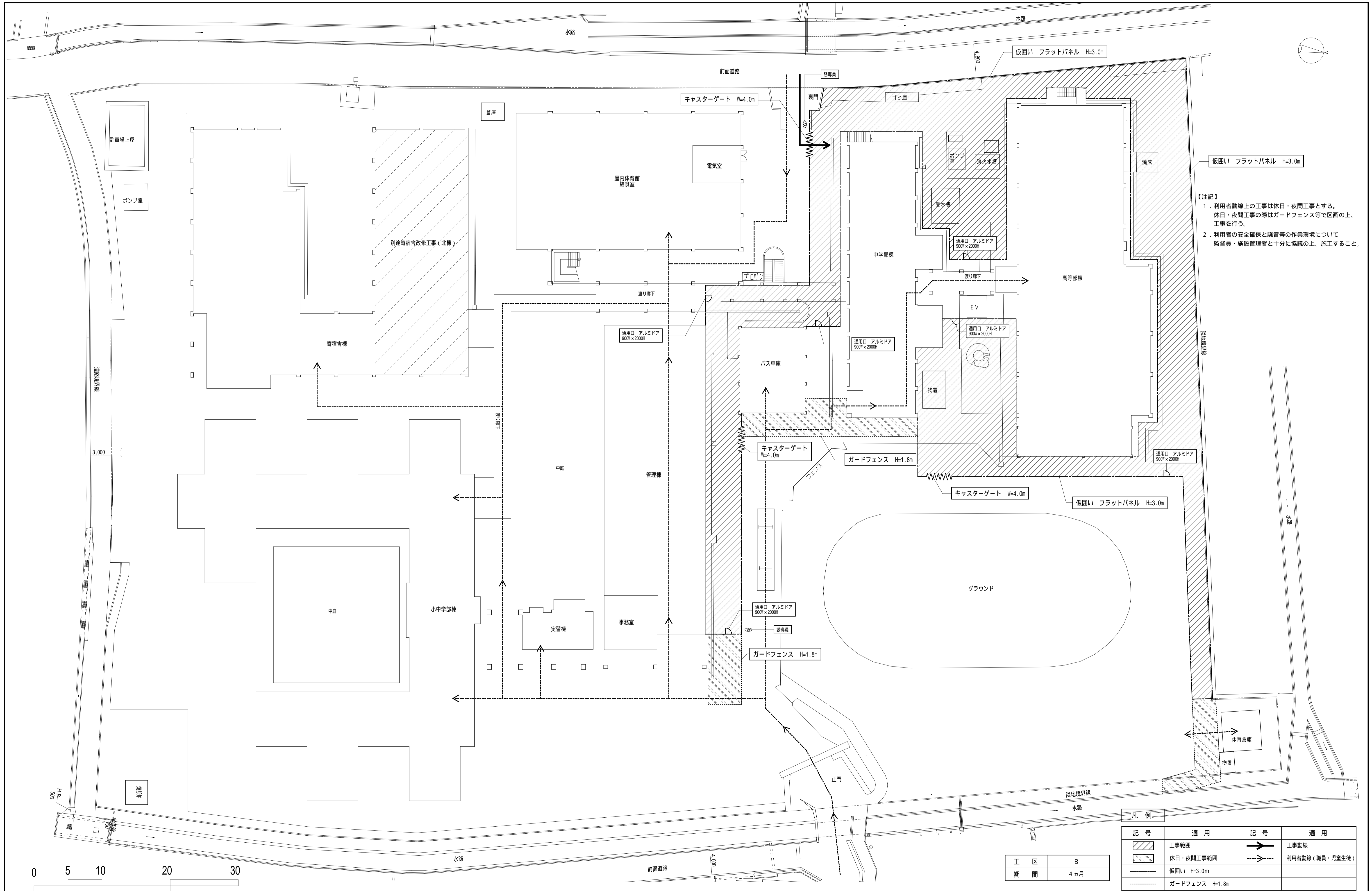


- 【注記】
1. 利用者動線上の工事は休日・夜間工事とする。
休日・夜間工事の際はガードフェンス等で区画の上、工事を行う。
 2. 利用者の安全確保と騒音等の作業環境について監督員・施設管理者と十分に協議の上、施工すること。

記号	適用	記号	適用
	工事範囲		工事動線
	休日・夜間工事範囲		利用者動線(職員・児童生徒)
	仮囲い H=3.0m		
	ガードフェンス H=1.8m		

工区	A
期間	3ヵ月





【注記】
 1. 利用者動線上の工事は休日・夜間工事とする。
 休日・夜間工事の際はガードフェンス等で区画の上、
 工事を行う。
 2. 利用者の安全確保と騒音等の作業環境について
 監督員・施設管理者と十分に協議の上、施工すること。

記号	適用	記号	適用
	工事範囲		工事動線
	休日・夜間工事範囲		利用者動線(職員・児童生徒)
	仮囲い H=3.0m		
	ガードフェンス H=1.8m		

工区	B
期間	4ヶ月